

平成31年

三重県議会定例会会議録

(2 月 22 日)
(第 4 号)

平成31年

三重県議会定例会会議録

第 4 号

○平成31年2月22日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成31年2月22日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公孝
19	番	大久保	孝榮
20	番	東	豐
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今日井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志
37	番	舟橋	裕幸
38	番	三谷	哲央
39	番	中村	進一

40	番	青木	謙順
41	番	中森	博文
43	番	前野	和美
44	番	水谷	隆
45	番	山本	勝
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美
49	番	舘	直人
(42)	番	欠	(番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅	真子
書記（事務局次長）	岩崎	浩也
書記（議事課長）	佐藤	史紀
書記（企画法務課長）	稲垣	雅美
書記（議事課課長補佐兼班長）	中村	晃康
書記（議事課班長）	中西	健司
書記（議事課主査）	岡野	俊之

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
副知事	渡邊	信一郎
副知事	稲垣	清文
危機管理統括監	服部	浩
防災対策部長	福永	和伸
戦略企画部長	西城	昭二
総務部長	嶋田	宜浩

医療保健部長	福井 敏人
子ども・福祉部長	田中 功
環境生活部長	井戸畑 真之
地域連携部長	鈴木 伸幸
農林水産部長	岡村 昌和
雇用経済部長	村上 亘
県土整備部長	渡辺 克己
環境生活部廃棄物対策局長	中川 和也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	伊藤 久美子
雇用経済部観光局長	河口 瑞子
企業庁長	山神 秀次
病院事業庁長	長谷川 耕一
会計管理者兼出納局長	荒木 敏之
教 育 長	廣田 恵子
公安委員会委員	川端 郁子
警察本部長	難波 健太
代表監査委員	山口 和夫
監査委員事務局長	水島 徹
人事委員会委員	戸神 範雄
人事委員会事務局長	山口 武美
選挙管理委員会委員長	高木 久代

午前10時0分開議

開 議

○議長（前田剛志） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。34番、今井智広議員。

〔34番 今井智広議員登壇・拍手〕

○34番（今井智広） どうもおはようございます。今日から一般質問ということで、トップバッターという形でお世話になりますが、よろしく願いいたします。

昨夜、北海道でまた地震が発生いたしました。震度6弱ということで、胆振の中東部を震源とするマグニチュード5.8ということで、夜の発生でしたので、まだ被害の全容が解明されていないと思いますが、土砂崩れとか雪崩とか、けが人も発生しているということでもあります。被害に遭われた皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い全ての被害状況の把握と、また復旧を心よりお祈りをさせていただきます。

今日は後ろのほうで防災・減災についても質問させていただきます。心を込めて質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初は、通告に従いまして、がん登録から得られたデータの有効活用についてということで質問をさせていただきます。これにつきましては、今まで何度かこの議場で取り上げさせていただきました。三重県の地域がん登録をお願いしたいということで、平成20年に質問させていただき、28年9月のときには有効活用してもらいたいということで、質問をさせていただきます。

した。

なぜ今またということでありますけれども、全国のがん登録が平成28年にスタートいたしまして、先月1回目の2016年の数字が発表になりました。2016年1年間で、新たになんかと診断された方が全国で99万5132人いらっしゃるということで、三重県は何人かということ、1万4277人ということでした。単純に1年365日で割らせていただくと、1日に39人の方が新たになんかと診断されている、そういった結果でございました。本当に私たちの身近になんかという病気が存在するというので、このがんから県民の皆さんの尊い命を少しでも多くお救いをするために、また予防や早期発見、こういったことによってがんは治る病気でもありますので、そういった意味で再度、今回取り上げさせていただきたいと、そのように思っております。

先ほど申し上げたように、このがん登録によって実際にどれだけの方ががんになってきているか、またどのような経緯で発見をしてもらえたのか、そして、その発見のときには進行度はどうだったのか、今マスコミ報道等では堀ちえみさんがステージⅣで発見されたということがありましたが、初期なのかステージが大分進んでからなのかとか、そういったことも全部わかってまいります。そして、どういった治療を受けていただいて、これからデータを蓄積することによって予後どうなっているのかまでわかってくるのが、このがん登録でございます。

三重県でも三重大学のがんセンターに委託していただいて、地域がん登録を進めていただいております。毎年、報告書を県に提出をいただいております。数字、すごく細かいんですけども、本当に市町別、また部位別、様々なことを書いていただいております。こういった精度の高いがんのデータを今後どのように有効活用していくかというのが本当に大事だと、そのように思っております。

県も、平成30年2月のところで、今後も精度の高いデータを蓄積し、がん対策の企画立案やがん医療の質の向上、がんについての情報提供等幅広く活用していきますと、そのように言っております。

また、全国がん登録の実施状況、これも本当に細かく出ておまして、見させていただきました。このときに、全国で担当していただいております国立がん研究センターの若尾センター長が、国や自治体は精度の高いデータをもとに具体的な手を今後打っていくことができると、そのように言っていたいております。

また一方で、がん登録がスタートしてようやく日本もがん対策に向けたスタートラインに立つことができた。今後が大事であるということも取材にお答えして述べられています。

三重県におけるこのがん登録のデータをどのように活用するのかというのが重要であると同時に、そのためにどこが責任を持ってがん登録のデータをしっかりと活用するために主体となっていただけなのか、そういったところをお聞かせをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人）　がん登録から得られたデータの有効活用について御答弁を申し上げます。

議員からも紹介がございましたように、本県では、県内のがんの罹患や死亡等の実態を把握し、効果的ながん対策の推進を図ることを目的に、平成23年に地域がん登録を開始いたしまして、県内医療機関の協力に基づき、新たにがんと診断された人のデータの収集、分析に努めてまいりました。

地域がん登録情報につきましては、平成23年データの集計が完了いたしました平成27年以降、毎年報告書を作成いたしまして、病院等の関係機関に県内の罹患状況を周知してまいりました。また、がん検診受診者の早期発見割合が高いことなどのデータを提供して、市町のがん対策の取組を支援しております。

そのような中、平成28年1月には、地域がん登録を発展させる形で、全国がん登録がスタートし、居住地域にかかわらず、がんと診断された人のデータが国のデータベースで一元管理されるようになり、網羅的なデータ収集が可能となりました。

県におきましては、これらのがん登録により蓄積されたデータの活用を図るため、データの集計や分析などを、三重大学医学部附属病院に委託しております。

今後、大学での分析結果については、県が設置をいたします三重県がん登録事業運営部会において、地域別特性を評価し、がん予防や早期発見等の対策につながるよう、議論を行いますとともに、県が主体となって、がん登録情報の有効な活用を進めてまいります。

また、がん教育につきましても、2020年の小学校から順次、全面施行になるということで聞いておりますので、この推進協議会のメンバーの中に教育関係者の方にもお入りをいただいて、こうした中でどのような活用ができるのかということも検討していきたいと思っておりますので、いずれにいたしましても、県が主体となって大学等関係者と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

[34番 今井智広議員登壇]

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

データをしっかりと分析し、今後の有効活用に努めていただくということで、がん登録事業運営部会で議論をしていただいて、そしてそこで様々な活用方法を考えていただくと同時に、それらを県が主体となってというのがありがたいです。今2回、県が主体と御答弁いただいたと思いますけども。

先週もがんセンターのほうへ行かせていただいて、センター長や副センター長といろいろ話し合いをさせてもらいました。がんセンターでは集計、分析をしてもらっておりますけども、その後の活用というところが、どこが主体になるのかが話をしている中でも、先生方もはっきりとしていなかった部分がありました。今、福井医療保健部長から県が主体となってやるということ聞かせていただきましたので、例えば予防や検診は市町の役割、治療やそういったことは県の役割とか、いろいろ役割分担はあると思うんですけど、誰が責任をもって主体となってやるかということが重要であると思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

あわせて、がん教育の御答弁もいただきました。やはり多くの方にこのがんという病気が本当に身近に存在する、自分たちもしっかりと予防や検診を受けないといけないという啓発をしていただければと思っております。

競泳の池江璃花子さんが白血病を公表されました。私は1年前に骨髄バンク登録の推進と献血の推進のお願いをこの議場でさせてもらいました。やはり日ごろからしっかりとそういった誰かのために自分ができること、そして自らの健康や命を守る取組、このあたりのところを子どもたちや、また世代を越えてがん教育、啓発をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の項に入らせていただきます。緊急輸送道路の整備促進とトンネル照明の安全対策についてということで質問をさせていただきます。

緊急輸送道路、今回北海道でまた地震がありました。この緊急輸送道路というのは、そういう災害が発生した後ですね、しっかりと緊急輸送するために大切な道路であり、地震防災対策特別措置法及び三重県防災対策推進条例で位置づけられていると、そのように伺っております。緊急輸送道路も第1次緊急輸送道路、第2次、第3次というふうに分かれておりまして、三重県では平成30年の見直しで403路線、1821キロメートルを指定していただいていると、そのように聞かせていただいております。この緊急輸送道路は人命救助のみならず、災害復旧のためにもとても重要な道路でありますので、しっかりとした早期の整備が必要であると、そのように思っております。

三重県の防災・減災対策行動計画の中でも、この緊急輸送道路につきまして、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については引き続き重点的かつ効率的な整備を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図る必要がありますというふうに書いていただいております。当然、高規格道路の整備とか、これはうれしいことでもありますし、新名神高速道路などが間もなく開通をいたします。こういったことも当然大事でありますけれども、やはりこういう緊急輸送道路、この整備というのもスピード感が求められていると、そのように思います。

そこで、この緊急輸送道路の県内での整備率をお答えいただきたいのと、特に第1次、第2次というのが重要になってくると思いますので、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路の整備状況と、そしてもし整備されていない路線があるとすれば、はっきりとわかってるんであればお答えをいただきたいと、そのように思います。

もう一つ、トンネルの照明の安全対策について。こちらについても平成25年9月24日の質問で私は取り上げさせていただき、そのときにはトンネル照明の明るさの確保と、外側線などをしっかりわかりやすくしてもらいたいという、そういった質問をさせていただきました。

県のほうからは、しっかりと点検をしながら、トンネル照明の明るさの確保、当然道路照明施設設置基準というのがありまして、それに沿ってやっていただいているとは思いますが、ドライバー自身が高齢化していております。やはり若い方と高齢者の方では明るさに対応するスピード感であるとかそういったことも違うと思っております。私自身、最近になって多くの方から、やはり高齢者の方々からトンネルが暗いのではないかと、トンネルが怖い、トンネルを通るのが怖いという、そういったお話も聞かせていただいております。どうぞ、免許保有者の平均年齢も若干ですが上がってきているという状況の中において、またもう一つ、トンネルがある地域はどうしても中山間地域が多いのではないかと、割合的にそのように思います。中山間地域のほうが免許保有者も高齢化が進んでいる、そういった地域でありますので、高齢者の皆様方が本当に安心して通行していただけるようなトンネルの明るさの確保、こういったことが重要になってくると思っておりますので、そのあたりのところを御答弁をいただきますようによろしく願いいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 緊急輸送道路の整備とトンネル照明の更新についてお答えをさせていただきます。

1点目の緊急輸送道路についてでございますが、緊急輸送道路は、災害発

生時において、救助や救急活動、緊急物資の輸送などに必要な道路であり、その役割は重要であると認識をしております。

三重県内におきましては、第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路を合わせて1821キロメートルを指定しており、そのうち県管理道路は1078キロメートルとなっております。

特に重要となります県管理の第1次、第2次の緊急輸送道路の整備状況につきましては、第1次の150キロメートルにつきましては、全て整備済みでございます。第2次につきましては、518キロメートルのうち499キロメートルが整備済みとなっております。残る未整備区間は、国道166号、国道169号、国道368号など5路線で約19キロメートルとなっております。この5路線におきましては、平成30年3月に策定いたしました三重県防災・減災対策行動計画に基づき、9カ所で整備を進めており、来年度は、国道169号土場バイパスや国道166号田引工区の供用を予定しておるところでございます。

また、大規模地震時における緊急輸送道路の通行を確保するため、橋梁耐震対策にも取り組んでおりまして、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策も活用して事業の進捗を早めていくこととしてございます。

次にトンネル照明の更新でございますが、トンネルの照明灯は、運転者がトンネル進入時に生じる急激な明るさの変化に対応するため、また、前方の障害物を安全な距離から視認するために必要な明るさを確保するため、道路照明施設設置基準に基づき、設計速度やトンネルの延長などに応じて設置してございます。

現在、県管理道路には130本のトンネルがございまして、平成25年の道路法改正等を受けまして、照明施設などの取付状態を含むトンネル施設の点検を5年に1回実施し、点検の結果を踏まえて修繕を実施しております。

また、日常の維持管理といたしましては、道路パトロール等において照明灯の点灯状況を確認し、ふぐあいがある照明灯は随時取りかえを行っております。

照明灯施設の更新状況についてでございますが、県管理道路におけるトン

ネルの照明灯につきましては、トンネル内の排気ガスやちり等の影響を受けにくいオレンジ色系のナトリウム灯を多く設置してきました。

しかし、現在は排気ガス等の影響が少なくなったことから、自然の太陽光に近く、消費電力の削減が図ることができる、また長寿命でもあるLED照明への更新を進めております。

現在、16本のトンネルにおきましてLED照明を採用しておりまして、延長が短く照明灯が不要な17本のトンネルを除く97本のトンネルにつきましては、今年度から国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等を活用しまして、LED照明への更新を実施していくこととしております。

今後も、道路利用者がトンネルを安全に通行できるように、施設の点検や照明灯の点灯確認など適切な管理に努めますとともに、照明灯施設のLED化を計画的に進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

緊急輸送道路につきましては、第1次は全て整備していただいております。第2次緊急輸送道路のほうは5路線19キロメートルが残っていると。その中で、国道169号の土場バイパスと国道166号の田引地区のほうでは来年度供用が開始をされると御答弁いただきました。

この第2次緊急輸送道路も本当に重要な、この県庁と市町の役所を結ぶ、また防災拠点を結ぶ、とても重要な路線であると思っております。

この三重県緊急輸送道路ネットワーク計画というのをつくっていただいております。更新をしていただいております。道路はしっかりと全てが安全な形でつながっていくということがとても重要であると思っております。でありますので、第2次緊急輸送道路が早期に整備される、おおむね幅員5.5メートルであるとか、耐震性をしっかりと確保するとか、そういったことであると思っておりますけども、この部分をこれからさらに力を入れて、予算も財源も要ることありますけども、やはり北海道、また最近の災害、いつ、どの

ような災害が発生するかわからない。また、南海トラフの巨大地震というのも発生確率が上がってきている中において、この緊急輸送道路、本当に命を守るための道路、また被害を少なくしていくために重要な道路でありますので、このあたりを早急に、整備されていない、国道368号などもまだまだ整備がされていない区間があります。周りではできていてそこができていないために、ネットワーク機能がしっかり発揮できないという危険性がありますので、この緊急輸送道路につきまして、申しわけないですけど、知事の整備に関する考えを聞かせてもらってよろしいですか。早期にやっていくという決意を。すいません、急に。

○知事（鈴木英敬） 緊急輸送道路は、緊急物資はもちろんのこと、救急搬送などでも、まさに命にかかわる道路でありますので、しっかりと残る整備、必要なところ、進めていきたいというふうに思います。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） どうも急に知事のほうにお尋ねして、すいませんでした。

やはり今言っていたように重要な道路でありますので、早期に整備を進めていっていただけるように、予算の確保もしていきながらお願いしたいと思います。

最後の質問に入らせていただきます。防災・減災の推進についてということで、ちょっと大まかな項目にしてありますけども、ここでは特に防災人材の地域での必要数の確保ということと、防災、例えばコーディネーター、三重県内では今771人、みえ防災人材バンクのほうには368人の方が登録をいただいておりますけども、この方がさらに力を発揮していただきやすい環境整備が必要であるという観点から、防災人材の部分に関してはお聞かせをいただきたいと思います。

と申しますのが、ある防災コーディネーターの方々から、自分たちはせっかく防災コーディネーターの認定を受けたけども、なかなか活躍する場がないと、もっと活躍する場が欲しいというような、やはり10日間の養成講座を受けていただいて、自ら進んで防災のために頑張りたいと、そのように熱い

思いを持っていらっしゃる方々ですので、しっかりと活躍したいという思いを持っていただいております。そのために環境整備がやはり必要であると、そのように思っておりますので、その点が一つと、もう一つ、地域によって必要数の確保と言わせてもらいましたけども、29市町別の人数、防災人材の人数というのを見させていただきました。どことは言いませんですけども、やはり偏りが少しあるように、この地域ではもう少し必要なんじゃないかと思うようなところもございます。県のほうで市町としっかり連携をしながら、啓発をしていただきながら、この人材の県内での必要な数の確保というのに努めてもらいたいと思いますけども、その辺どうかというのを聞かせてもらいたいと思います。

もう一つは、この項で、孤立想定地区への対応がどうなっているのかというのを改めて確認したいと思います。平成20年、また平成26年、この孤立が想定される地区への対策の重要性並びに進捗を聞かせていただいてまいりましたけども、最近、ちょっと孤立地域、孤立が想定される地域への対策ということが余り文章にも出てきませんし、話題にもならないような気がしております。やはり最近の災害では孤立地区が問題であるという、報道等も孤立した地域のことをニュースになることがあります。

三重県内で孤立が想定される地区というのがたくさんございます。400以上あると思いますけども、この地域への対策がどのように進んでいるのか、平成20年のときは6項目について対応してもらったと思うんですけども、その後、二つ、通信の確保と、そして自家発電の確保ということに変わってきていると思いますけども、進捗状況並びに今後の推進についてお聞かせをください。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、まず、みえ防災コーディネーター、防災人材のことについて答弁申し上げます。

県では、地域や企業等で自主的に防災啓発活動等に携わる防災人材を育成するため、平成16年度から、みえ防災コーディネーター育成講座を開催しま

して、本年度までに、みえ防災コーディネーターを771名認定をしております。

以前、防災人材の育成が進んでいる一方で、育成した人材の地域での活用が進んでいないという課題もありましたので、平成26年度に、みえ防災・減災センターに、育成した防災人材を登録し活用する、みえ防災人材バンクを設置しまして、防災人材の活用拡大に努めているところでございます。

防災人材の活用については、みえ県民ビジョン・第二次行動計画において、みえ防災人材バンク登録者の活動件数を数値目標に掲げまして、その推進に取り組んでいるところです。現在368名が防災人材バンクに登録されておりまして、県内各地で防災タウンウォッチングや避難所運営ゲーム等の支援活動を行っていただいております。本年度は1月末現在で延べ175件の支援実績となっております。

それから県では、防災人材が一層活躍できるよう、地域や企業等だけでなく、学校防災の取組にも人材バンク登録者の活用を進めるなど、活動機会の創出を図っています。

また、経験が豊富な防災人材に初心者が行くついでに学ぶ機会を設けるとともに、毎年、防災人材のスキルアップを図るためのフォローアップ研修も実施していて、資質向上にも努めております。

昨年度からは、みえ防災コーディネーター育成講座修了者の防災人材バンクへの登録を必須としまして、防災人材の拡充を図っています。今後は、市町による防災人材の偏在をなくすために、防災人材バンクの登録者が少ない市町に対しては、育成講座の受講啓発をお願いするとともに、育成した防災人材の積極的な活用を図りまして、地域防災力の向上につなげてまいります。続きまして、孤立地区の解消につきまして答弁申し上げます。

平成28年度に県が行いました孤立可能性のある集落に係る状況調査によりますと、県内において孤立が想定される地区の数は439となっております。

県では、これまで地域の防災・減災対策を推進するため、地域減災力強化推進補助金を活用しまして孤立防止対策に取り組み、衛星携帯電話、防災行

政無線個別受信機等の通信機器の整備や避難所における発電機等の整備に係る市町の取組を支援してきました。

その結果、平成28年度における439の孤立想定地区のうち、非常用の通信手段を有している地区が平成25年度の54.6%から64.0%に、また、発電機など非常用の電源設備を備えている地区が58.1%から62.6%となり、取組が一定進捗しているところでございます。

今後も、地域減災力強化推進補助金によりまして、拠点となる避難所の強化対策として行う通信手段の確保や非常用電源等の整備について、市町の取組を支援してまいります。

また、孤立が想定される地区の住民の方が災害リスクを認識し、必要な対策を進めていただくということが重要ですので、県の防災技術指導員が地域に出向いて講話を行うときには、孤立地区となるおそれがある地域の災害特性についても皆さんに周知してまいります。

さらに、個人の備蓄など必要な対策について、市町や自主防災組織とも連携しながら、周知、啓発を進めてまいります。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

いろいろと支援をしていただいたり、また地域偏在の解消のために啓発をしてもらおうということも御答弁いただきました。

孤立地区に関しても整備は進んでおりますけど、平成28年以降進んでいるのかというのがちょっと僕は心配になって今回取り上げさせていただきました。余り進んでいないようにちょっと感じましたので、しっかりこれから進めてもらいたいと思います。

あと2分になりました。最後に、3期目最後の質問ですので知事のほうにちょっと質問をさせてもらいたいと思います。今、防災人材のお話をさせてもらいましたが、私自身は今後、自主防災組織、今は自治会等が中心でやってもらっと思うんですけども、そういったところが多いと思うんで

すけど、やはり任期が変わるごとに人が変わっていくということがあると
思っております。やはりここは継続的にしっかりと中心的なリーダーを国な
り県が委嘱をして、例えば地域自主防災士という名前にしてもいいかと思
うんですけども、そういった形で指定するのが大事であると思っております。
厚生労働省は民生委員、また法務省のほうは保護司等を委嘱しているように、
時代に必要なそういった地域でのお力を發揮していただける方を委嘱する
という考え方が必要だと思いますが、このあたりに対して知事のお考えをお聞
かせいただきたいと思っております。

○知事（鈴木英敬） 議員がおっしゃった、地域における防災の中心人物を行政が委嘱して、責任を持ってやっていただくという制度については、大変賛同をするところであります。

実は、そういうのを何か僕、提案したことあるなと思って思い出したところ、平成29年7月の全国知事会で岩手宣言というのをまとめまして、それは僕が委員長としてまとめたんですけど、その中で半公半民の地域における防災まちづくりリーダー設置の制度化というのを書いていまして、その後、国に提案をしております。ぜひ、そういう形のまちづくりのリーダーの制度化、これについてこれからも実現に向けて国にしっかりと提案をしていきたいというふうに思います。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） ありがとうございます。

知事の熱い思いと、そして岩手宣言ですか、そちらのほうで既に全国知事会で話のほうをまとめていただいているということでもあります。やはり継続してしっかりとその地域の防災力を維持、また高めていくということが重要でありますので、何とか形にしてもらいたいと思っております。よろしくお願いたします。

これで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党、津市選出の岡野恵美です。今期最後の一般質問になりますので、よろしくお願いたします。

まず、国民健康保険料（税）について伺います。国民健康保険は、昨年4月から全国的にその運営の主体が都道府県に広域化されました。

三重県でも、3月までは市町が直接運営していましたが、4月からは三重県が財政運営の主体となって、各市町に事業費納付金を納めるよう提示し、運営する。市町は、この事業費納付金を納めるために保険料を決め、集めるというふうになりました。

昨年暮れの厚生労働省の発表で、広域化によって、全国では、23%の市町村で保険料率の引き上げが行われ、77%の市町村が引き下げ、または据え置きとなったようです。三重県では、国民健康保険料率が上がったのは七つの市町、据え置き、または引き下げは22の市町だったようです。4町では引き上げが行われた主な理由は、法定外繰り入れ解消のためだったとのこと。

次に、来年度の事業費納付金が幾らになるかということですが、12月末に厚生労働省から示された指標や予算見込みを用いて算定し、2月6日に行われた三重県国民健康保険運営協議会で示されました。それによりますと、今年度より納付金の負担が増えることが想定される市町は21、減る見込みの市町は8となっております。

そこで質問の第1、国民健康保険に入っている人は、昨年から今年にかけて県全体で約4.5%少なくなっているにもかかわらず、来年度市町が県に納付する納付金は、制度改正による負担増を公費で補填しても2.16%の伸びになっております。市町の負担が増えているのはなぜですか。御説明ください。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 被保険者が減少しているにもかかわらず、市町が負担する納付金が増加しているのはなぜかということについて御答弁を申し上げます。

平成31年度の国民健康保険制度の運営に必要な市町納付金は、厚生労働省から提供される各種の指標や、各市町からの聞き取り等に基づく各種推計値

により算定をしております。

算定に影響を与える事項といたしましては、各市町における国民健康保険被保険者数や所得水準、想定される医療費の動向、さらには国、県等からの各種交付金の増減などがあります。

特に被保険者数につきましては、新たに国民健康保険に加入する人数よりも国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行していく人数が多いことから、毎年2万人程度減少し続けている状況にあります。また、社会保険適用対象の拡大や少子化の影響により、若年層の国民健康保険の加入も少なくなっており、被保険者全体が高齢化しているという問題も生じております。

一方、1人当たりの医療費につきましては、一般的に高齢者層は若年者層に比べて多額になる傾向があることと、近年の医療の高度化に伴う高価な新薬の登場などにより増加傾向にあります。

こうしたことから、被保険者数の減少により、その規模は小さくなるものの、1人当たりの医療費が増加することから、医療費給付費等は微増となることを想定をしております。

また、その財源を構成する国、県等からの交付金を推計しましたところ、前期高齢者数が減少することなどにより、社会保険支払基金から交付される前期高齢者交付金は減額される見込みであります。

この結果、平成31年度の市町納付金については、平成30年度より増額となっております。

市町に対する納付金算定の結果につきましては、全市町の国民健康保険担当課長を対象といたしました連携会議を複数回開催するなど、市町に対して丁寧に説明を行いますとともに、法定附属機関である三重県国民健康保険運営協議会においても御審議をいただいております。

なお、国民健康保険制度の改正により納付金に係る負担が増加する市町に対しましては、今年度に引き続き、国、県による補填措置を行うこととしております。

将来の市町納付金を軽減するためには、医療費の増加を抑制していくこと

が必要であり、国民健康保険の被保険者が、病気の早期発見、早期治療などにより、健康寿命を延ばすことが重要になりますので、保健事業の実施など医療費の適正化にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） もちろん私も医療費を抑制するということについては、健康寿命を延ばすということで、積極的な予防活動というのをあらゆる面で疾病別に、また、がん対策などについても、また、糖尿病対策についても行うことは必要だというふうに思うんです。

しかし、なかなかこれについては、医療費を抑制するという意味で、抜本的なところには解決ができていないのではないかというふうに心配をしております。

今回、広域化するということでスケールメリットを当てにしたわけですが、決してそのスケールメリットだけではないし、今回の算定で、医療費が大幅に三重県は伸びているかと言うたら、0.37%の伸びだということでございます。

しかし、来年度は事業費納付金が21の市町で増えるということでありまして、今のままでいくならば、保険料が上がる心配というのが常にあるわけですが、私は、このことに対して大きな危機感を持っているところでございます。

今は激変緩和措置ということで6年間にわたってこれが行われるというふうになっておりますけれども、このことに対して、国民健康保険のあり方について知事はどのように認識をされて、今後どのように国民健康保険運営を進めるのか、知事のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○知事（鈴木英敬） 国民健康保険の制度運営につきましては、先ほど部長もいろいろ答弁させていただきましたが、制度の公平性、あるいは受益と負担のバランス、あるいは医療費の伸び、あるいは被保険者数の減少、そういうようなことで、しっかりとした財政基盤のもと、制度を持続可能に

行っていくことが大事であるというふうに認識しています。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） しっかりとした財政基盤と言いますけれども、なかなかしっかりとした財政基盤と言えなかったのではなかったでしょうか。今の部長の説明を聞いて非常に心配するわけですが、その点、部長、どうでしょうか。

○医療保健部長（福井敏人） これまで国民健康保険には1万人未満の保険者がかなり多かったわけでございますので、これが広域化することによって現在40万人規模となっております。そうした中で、先ほども御答弁申し上げましたですけれども、様々な取組、例えば保険者努力支援制度というのがございます。こうした取組をしっかりとすることによって、さらに保険給付の削減にもなるし、なおかつ国からの支援も地方に入ってくるということになりますので、そうした様々な取組をすることによって、最終的には保険料の増高を何とか抑えていくということになると思いますので、まさにその保健対策、非常に重要でございます。例えば糖尿病であれば透析治療になれば1人当たり500万円の医療費がかかると言われておるわけでございますので、決して小さい状況ではございません。ですので、そうした取組をしっかりと行っていくということでございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 私自身は甚だ不安でございまして、なかなか部長の答弁聞いても展望を見出すことができないということで、根本的にはやっぱり国の制度にかかわることが大きいということをお願いしたいと思います。

質問の第2ですが、高過ぎる国民健康保険料（税）の引き下げを求めて質問いたします。私たち日本共産党は、今、県民アンケートを行っております。津市内で行った318人の回答のうち、暮らし向きが苦しくなったと答えたのは242人で、そのうち169人が国民健康保険料（税）が高いと言っております。私たちが行った県民アンケートは、必ずしも国民健康保険の対象者に絞って行っているわけではありません。広くどなたでも答えていただくようにして

おりますが、国民健康保険料（税）が高いというのは、多くの皆さんの認識だと思えます。

声を紹介します。住宅ローンは、自分たちで納得した上で組んだのだが、収入が減少しているのが大変苦しい。国民健康保険に家族3人入っているが、高過ぎる。主人は個人事業主ですが、収入は500万円以下、もっと安くしてほしい。40代女性。国民健康保険料、夫婦年間で年金3カ月分、これはおかしいのではないかと。60代女性。

津市の国民健康保険は、中央社会保障推進協議会が行った政令市、中核市の2018年度モデル保険料調査で、世帯所得100万円、40歳代夫婦、未成年の子ども世帯の保険料というこのモデルケースで、全国で一番高いということがわかりました。先ほども申し上げましたが、県民アンケートにも示されたように、国民健康保険料（税）が高過ぎて暮らしを圧迫しているというのは、誰しもが認めることではないでしょうか。

全国知事会は、2014年、国民健康保険料を協会けんぽ並みに引き下げするため、1兆円の公費負担を政府自民党に要望しました。1兆円あれば協会けんぽ並みの保険料になるということです。

そこで、日本共産党は、この知事会の提案に賛同し、昨年11月、高過ぎる国民健康保険料（税）を引き下げ、住民と医療保険制度を守りますとの政策を発表いたしました。内容は、公費負担を1兆円増やして協会けんぽ並みの保険料にすべきということ。その際、均等割、平等割の廃止を求めています。均等割の廃止は、オギャーと生まれた赤ちゃんからも保険料をとるといって、いわゆる人頭税とも言えるものです。

そこで知事に伺います。高過ぎる保険料を引き下げのために、1兆円の公費負担の導入を国に求めること、また、子どもの均等割を軽減する、ゼロにすることについてのお考えをお聞きいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 国民健康保険料の負担を軽減するために、子どもの均等割を廃止するなどしてはどうかということについて、お答えをいた

します。

国民健康保険制度につきましては、本年度から県が財政運営の責任主体としての役割を担っているところでございますが、被保険者に対する保険料の設定や賦課、徴収に係る事務につきましては、従来どおり各市町の権限において行われているところでございます。

各市町におきましては、国民健康保険特別会計の運営に必要とされる保険料の総額を算定いたしまして、具体的な料率を決定することとなります。

なお、決定の時期につきましては市町ごとに異なっておりますので、29市町全ての保険料が判明するのは7月ごろということでございます。

現行制度におきましては、国民健康保険料の均等割につきましては、法令に基づき賦課しなければならないこととされております。

一方で、保険料の減免につきましては、市町独自の判断により実施することが可能ではありますが、制度の公平性や受益と負担のバランスを考慮した上で慎重に判断する必要があるものと考えております。

なお、子どもに係る均等割保険料軽減措置につきましては、全国知事会と連携をいたしまして、国に対して要望しているところであります。

今後も、国民健康保険制度を将来にわたって持続的かつ安定的に運営していくため、市町とともに医療費の適正化や財政運営の健全化にしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 知事にお答え願えなかったのはちょっと残念なんですけれども。

社会保険の保険料にはもちろん人头割はありませんし、フランスやドイツなど日本の国民健康保険のような自営業者の保険がありますが、保険料は頭割り、定額を課すやり方はとられておりません。日本の人头税の考え方は、大和朝廷が課した庸、調などの原始的な課税方式が残っているものと言われております。このことは国政の問題だと思いますが、仙台市では、子どもが

いることを特別事情とすることで、国民健康保険法第77条に基づく減免措置を適用して一般会計からの繰り入れを行って、国民健康保険料の軽減が行われているということをお聞きいたしました。そのためには、もちろん財源手当が必要です。

私たちは、国においては、安倍政権のもとで純利益を増やしながら4兆円もの減税を受けてきた大企業や、株高で資産を5倍にも膨れ上がらせてきた富裕層に応分の負担を求めることを提案しております。株主配当への総合課税や、高額株式譲渡所得への課税を欧米並みに、現実の2割から3割に引き上げることなど、富裕層に対する証券課税だけで、1兆2000億円の財源が生まれると明らかにしているところでございます。

そうして生み出した1兆円の財源を使い、国民健康保険財政を健全なものに構造的に変えていくべきというふうに考えて、この話を締めさせていただき、この項を閉じたいと思います。

それでは、次にオスプレイの飛行中止を求めて質問をいたします。

既に中村進一議員も質問しましたが、2月2日にオスプレイが明野駐屯地に飛来いたしました。これは滋賀県饗庭野の演習場で日米合同訓練を行うためだということで、4機のオスプレイが飛来いたしました。私は、ほんの1昔前考えられなかったことが、安倍政権の戦争する国づくりのもとで、どんどん行われていることだと考えます。大変恐ろしく思っております。

オスプレイは英語ですが、日本語ではミサゴという鳥の名前です。ミサゴという鳥は、海の近くに潜んでいる猛禽類で、餌をとるときには、海の上をぐるぐる旋回して魚を探しまわり、見つけると羽をバタバタさせて空中を停止して、魚が海面に浮いてくるのを待って、浮いてきたら一気に突っ込んで足で魚をゲットするのだそうです。

この名前のお通り、オスプレイは相手国の領土の近くに飛んでいって、一気に襲撃をするという特性を持っております。ですから、オスプレイは決して日米防衛のためではなく、極めて迅速に他国に展開することが最大の目的の軍用機で、空中給油訓練が不可欠のようです。

アメリカ国内では空飛ぶ棺桶とか未亡人製造機と呼ばれていて、世界でたびたび墜落事故を起こしています。現に沖縄でも2回の大きな事故を起こしました。

このオスプレイが伊勢市だけでなく、三重県の空を飛行したわけですが、津市の上空をたびたび飛びましたので、津市民からは、地震かと思って思わず外に飛び出たとか、脱水機が壊れたのかと思ったなど、様々な苦情も寄せられております。

また、騒音や低周波による影響も心配されております。爆風も相当なもので、明野駐屯地付近で反対運動を行ってございました市民団体の方が爆風で飛ばされたという話も聞きました。

そこで質問です。今回のオスプレイ飛来の三重県の対応と今後について、特に明野駐屯地への常駐化についてどのように考えるのかお聞きします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 明野駐屯地におけるオスプレイの飛来、今回の対応と常駐化についての考え方について述べたいと思います。

今回の明野駐屯地へのオスプレイの飛来に関し、県ではオスプレイに関する県民の不安が払拭されているとは言いがたい状況に鑑み、東海防衛支局に対し、1月21日、伊勢市とともに、万全の安全対策を講ずること、県民に対して十分な情報を提供すること、県民生活に不安を与えたり支障を来すことがないことなどを要望書に示し、強く申し入れを行いました。また、1月29日に実施しました自衛隊との防災連絡会議でも、明野駐屯地司令などの自衛隊幹部の方々に私から直接、再度要請を行いました。

これに対し東海防衛支局は、明野駐屯地に現地対策本部を設置し、不測の事態に備えるとともに、例えば明野高校の前期選抜検査時間帯には飛行しないなど、県民生活への影響を最小限にとどめるよう努めていただいたところ です。

しかしながら、先日、中村進一議員の御質問に答弁させていただいたとおり、東海防衛支局に対して要望した7項目について、十分な対策が講じられ

たかに関しては、改めて検証していくこととしています。

今後のオスプレイの飛行に関しては、地元の安全・安心に大きな影響を及ぼす案件であることから、伊勢市の意向を踏まえるとともに、今後発表されます騒音調査の結果や、今回の要望に対する検証結果などにに基づき、どのように対応するか総合的に判断してまいります。

なお、常駐化とおっしゃいますが、そもそも過去共同訓練が行われオスプレイが飛来した駐屯地でもそのような事態は起こっておらず、明野駐屯地についてもそのような議論がなされているとは承知しておりません。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 検証していただくというのは、これはもう当然のことなので、これについてはしっかりと検証して県民の皆さんに情報を提供していただきますようお願いをしたいと思います。

これをごらんください。（パネルを示す）このパネルは、滋賀県高島市饗庭野での日米共同訓練の記事で、滋賀民報社に許可を得て作成しました。明野駐屯地でオスプレイに自衛隊員が乗り込んで出発し、饗庭野を敵地と見立てて空中から侵入、奇襲しているヘリボーン訓練と呼ばれる訓練です。自衛隊によると、オスプレイを使ってヘリボーン訓練が繰り返されたほか、ロープで兵士を素早くおろすファストロープ訓練なども行ったと書いています。

自衛隊員と海兵隊員が市街地のビルを制圧する訓練で、自衛隊員が海兵隊員を救援する訓練まで行った。訓練後、記者会見した海兵隊のヴァーニア中佐は、市街地戦闘は、このイラク、アフガニスタンで経験してきた。そういった意味で、この訓練は重要な意味があると思うと豪語。イラク戦争やアフガニスタン戦争での海兵隊の戦闘経験を自衛隊に伝授し、両軍の共同で他国の市街地を制圧する、憲法違反の軍事訓練であることは明白ですと書かれております。こういった訓練はもはや防衛とは言えないのではないのでしょうか。

私は、今回のことで東海防衛支局にも出向きまして、直接訓練の中止を求め、オスプレイを飛ばさないように申し入れました。東海防衛支局は答弁で

きないというふうにお答えになったわけですが、今回のことではっきりしたことは、オスプレイはどこを通るかも含めて県民は何も知らされておられません。防衛省自身も、アメリカ軍から聞かない限りわからないというふうなことがわかりました。日本の主権は一体どこにあるのでしょうか。

オスプレイを飛ばさないでほしい。とりわけ明野駐屯地への常駐化を許さないでほしいという県民の願いに応えるべきではないか。私は、我が党の衆議院議員から、真偽のほどはわかりませんが、明野駐屯地への常駐化の危険性があるとお聞きいたしております。

そこで知事の見解を再度お尋ねします。

○知事（鈴木英敬） 今先ほど常駐化についての答弁をということで答弁させていただいて、さらに同じ御質問なので、同じ答弁でよろしければ同じ答弁をさせていただきますけれども。

一部の衆議院議員の方がどういう根拠でおっしゃっているのかわかりませんし、私はそういう情報に接しておりませんので、私が答弁できるのは今申し上げたような、今後のことについては、今後のオスプレイの飛行に関しては、地元の安全・安心に大きな影響を及ぼす案件でありますので、伊勢市の意向を踏まえるとともに、今後発表される騒音調査の結果や今回の要望に対する検証結果などにに基づき、どのように対応するか総合的に判断してまいります。

なお、常駐化とおっしゃいますが、そもそも過去共同訓練が行われオスプレイが飛来した駐屯地でもそのような事態は起こっておらず、明野駐屯地についてもそのような議論がなされているとは承知しておりません。

以上です。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 明確になかなか中止というふうなことはお答えづらいのかもわかりませんが、県民は大変心配をしております。

実際に7月27日に全国知事会で日米地位協定の見直しを求める決議を行っております。これは全国でも知事たちが大変心配だという声をあちこちで上

げられていることの証だというふうに思っております。

今回、明野駐屯地にオスプレイが飛来したのは、日米行動委員会協議に基づいて沖縄での訓練を日本中に展開させることが目的だったというふうに認識しております。

ところが、沖縄では住民の願いに反して強権的に辺野古の新基地の埋め立てが始まり、基地負担の軽減どころか永続的に米軍基地を存続させようとしております。そして、今度は日米合同で全国で訓練を行うなど、全国を基地化させるような戦争する国づくりを行おうとしております。冷静に考えれば、今、日本が軍事化するような時期でしょうか。ましてや、日米地位協定でアメリカの思いどおりです。だからこそ、全国知事会では日米地位協定の見直しを求め、慎重にすべきだと決議したのだと思います。

三重県としても、さきの戦争を教訓として、二度と再び三重県民に苦痛を与えることがないようにしていくのが政治の責任だということを最後に訴えまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 3番、廣 耕太郎議員。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○3番（廣 耕太郎） 皆さん、改めまして、おはようございます。新政みえ、伊勢市選出の廣耕太郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

先日、私、あるところで挨拶をさせていただきました。3月29日も近いものですから、そういった挨拶をする機会はかなり増えてきておるわけですが、1期4年目でございます。これ、私としましては無事に4年目を終わる。無事と言いましたら、ちょっと叱られましてですね、無事と違うやろと。失礼しました。いろいろありましたが、4年、ようやくたとうとしております。反省をしております。そういうことで、残りの任期を安全運転でやらせていただこうかなと、こういうふうに思っておるわけでございます。

安全といえば、やっぱり安心・安全なまちづくりと。私の1丁目1番地でございます。4年間ですね、このことをテーマに活動してまいりました。

大した知識もないんですが。その知識はないんですが、私は現場主義でございます。先回といいますか、一番最初の一般質問でも言わせてもらいましたが、私は必ず、まず現場に行って、そして現場を見てきて、そしていろんなことを気づきをもらうということで、これは私、市議会議員になる前ですが、24年前は阪神・淡路大震災、そこにまず入りました。そのときも本当にびっくりしましたね。

車が縦に立ってるんですね。ええっということ、その驚きと恐怖というのは、実際にやっぱり現場に行かないとわからないし、伝えることもできないのかなというふうに私は思っております。

議員にならせていただいてから、東日本大震災には数カ月間、岩手県の山田町というところに行かせていただきました。そして、県議会議員にならせていただいてからは、熊本県の地震、そして、去年は岡山県倉敷市真備町、ああいうところに災害ボランティアとして現地に入ったわけでございます。

現地に入ればやっぱりわからないことがたくさんわかってくるといいますか、いろんな方の話を聞きます。そうすると、いろんな気づきがありますね。ですから、ここはこうしなければいけない、これはこうやっておかなければいけない、そういうことがやっぱりわかってきます。そういったことを私は現場で聞いて、持ち帰って、これからの施策に役立てやなあかん、そういうことでずっと現場のほうに行っておりました。

尾畑春夫さんという子どもを見つけた方には及びませんが、これからも現場主義を貫いてやっていきたいというふうに思っておるわけでございます。

4年目で一応、起承転結という4回ずっと続けて私は防災について質問してきました。4回目ですから今回が結ということなんですが、最初の起というのは総論といいますか、いろんなことを言わせてもらって、あと、承、転、結なんですが、なかなか結で終わらないんですね。やっぱりこの防災というのは終わりが無いといいますか、これからもずっと続いていくようなことだと私は思っておりますし、まだまだ万全とは言えない、こういうふうに思っております。

4回目ですから、結で終わってしまうと何か私の任期も終わって、自分の議員生命が終わるような感じがしますので、ここは起承転、転、転と続くというようなことで、御理解をお願いしたいと思います。

そこで、まず最初の質問としましては、防災の対策の進化について鈴木知事にお伺いしたいと思います。知事は1期、2期と防災に力を入れてこられました。平成28年には10月に全国知事会危機管理・防災特別委員会の委員長も拝命されたということで力を入れておられますが、1期から2期、どのような対策が進化してきたのか、総論的にはございますが、よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2期目における防災・減災対策、どのように進化させたのかということについて答弁をさせていただきます。

私は、知事に就任した平成23年に発生しました東日本大震災や紀伊半島大水害を受け、県の地域防災計画を抜本的に見直すとともに、災害対策本部を再編成し災害対応体制を強化しました。

また、これらの災害が突きつけた教訓や課題を踏まえ、三重県新地震・津波対策行動計画及び三重県新風水害対策行動計画を策定し、防災の日常化を目指し自助、共助、公助が一体となった防災・減災対策に精魂を傾けて取り組んでまいりました。

平成27年以降の2期目におきましては、三重県新地震・津波対策行動計画及び三重県新風水害対策行動計画による取組の検証結果や近年の災害事例における課題等を踏まえて、新たに平成30年3月に三重県防災・減災対策行動計画を策定しました。

この計画は、防災・減災対策において抜け、漏れ、落ちがないよう、地震、津波対策から風水害対策まで網羅したものであり、県民の防災活動を促進する取組や、各地域において避難行動要支援者への支援や避難者の多様性へ配慮する対策を進める取組など、七つの重点的取組を定めて、特に注力して取組を進めております。

また、事前対策として、発災前から予測できる風水害である台風に対し、いつ、誰が、何をするのかを時系列に整理した三重県版タイムラインを平成30年3月に策定しました。このタイムラインによって、先を見通しながら円滑な災害対応が可能になったと考えます。

次に、発災後対策として、南海トラフ地震等の大規模災害により甚大な被害の発生が予想される三重県では、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることが重要であることから、熊本地震等の課題も踏まえて、平成30年3月に三重県広域受援計画を策定しました。

さらに、復興対策として、発災直後から速やかに復興作業に着手し、円滑に進めることができるよう、事前に、復興プロセスにおいて必要となる対策や手順を示す三重県復興指針を平成28年3月に策定しました。

私は、これまで全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長として、東北3県や熊本県を視察し、復興に向けた力強い歩みを実感できた一方で、まだまだ様々な課題があると痛感したこともあり、これらの計画により、大規模災害時における対応の道筋を一定示すことができた意義は大きいと考えています。

この4年間、こうした計画策定だけにとどまらず、様々なソフト対策を講じてまいりました。

まず、平成26年4月に三重大学と共同で設置した全国初となる、みえ防災・減災センターについては、この2期目の4年間で、防災人材の育成と活用をはじめ、防災・減災アーカイブの構築、県内の市町、大学、企業、地域等を結びつける防災ハブ機能の整備などにより、三重県における地域防災力の向上に貢献できたと考えています。

次に、伊勢志摩サミット開催にかかる地震・津波対策の一環としてDONETを活用した津波予測・伝達システムを平成28年5月に整備し、緊急速報メールの発信や津波到達予測情報の把握が可能となりました。現在、県南部地域への展開に向け、必要となる認可申請作業を進めており、平成31

年度から運用できる見込みです。

また、本県の災害対応体制の強化と、県民への啓発や防災人材の育成など地域防災力の向上を図るため、平成28年11月から津地方気象台との連携事業を開始し、三重県災害対策本部へ職員を派遣していただくなど、様々な取組を行っています。

加えて、県民に対してよりわかりやすい情報提供を行うとともに、災害対策本部活動の支援機能を充実、強化するため、新しい防災情報プラットフォームの運用を平成29年4月から開始しました。

また、県が実施する防災訓練は、これまでの劇場型から、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性への対応の3点を考慮し、参加機関が主体的に取り組む訓練へと刷新しました。

さらに、災害時に各市町の避難所や、みえ災害時多言語支援センターなどで活躍する災害時語学サポーターの養成、県内全市町における避難行動要支援者名簿の完成など、災害時に配慮を要する方々への支援が進んでいます。

一方、ハード対策については、全国からの救援物資の受け入れ、仕分け、市町への輸送などを行う拠点として、平成30年3月に北勢広域防災拠点を完成させ、これにより県内5地域全ての拠点整備が完了しました。

また、公立小中学校及び県立学校における耐震化率が100%、防災拠点となる公共施設等の耐震化率が全国2位の97.4%となるとともに、河川堤防においても老朽化調査で緊急に対策が必要と判断された183カ所全ての対策が完了するなど、災害に強いまちづくり等は着実に進んでいると考えております。

防災・減災対策に終わりはありません。今後も、大規模災害に備えて、これらの計画や取組に基づき、自助、共助、公助それぞれの取組主体の力を結集して、全力で防災・減災対策に引き続き取り組んでまいります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

平成23年就任後、三重県新地震・津波対策行動計画、こういうをつくら

れまして、同時ですね、三重県新風水害対策行動計画、さらには、平成30年には三重県広域受援計画、その後、七つの重点取組を定めて、三重県防災・減災対策行動計画、こういうふうに立て続けに立てられて施行されていきました。

そこで、別に質問というわけじゃないんですが、その防災・減災対策行動計画の中の第8章ですね、数値目標とかがあります。これは2022年までありますんで、知事におかれましては最後まで、2022年まで職務を全うしていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きます、県と市町が一体となった受援、応援体制についての質問をさせていただきます。これは先ほどちょっと今井議員からも緊急輸送道路のところでもありましたけども、大規模災害には国や他県からの応援というのが不可欠になってくるわけでございます。県の受援体制の状況や市町の受援体制を支援する取組についてお聞きしたいんですが、私も先ほど今井議員が言われたように、道路が一番大事なと。まず、応援をするためには、輸送するために道路を通れるようにしなければいけない、私はそう思っております。いろんな物資が来ても、それが滞ってしまって、結局市民、町民の皆様、県民の皆様には届かない、こういうことがあってはならない。そのためには、まず道路、地道といいますか、高速道路が通れば一番いいんですけども、高速道路は1カ所がとまってしまうともう通れなくなりますので、やはり地道といいますか、下道の道路をまず通れるようにしていただきたい。

これはですね、先ほど言いました三重県広域受援計画の第2章の緊急輸送ルートに関する計画のところの道路啓開、こういうことではございますが、それを含めてどういうふうな取組をしているかお聞きをしたいと思います。

それと、もう1点ですが、昨年の7月豪雨災害で広域的に被害に見舞われたわけでございますが、先ほど私も言わせてもらいましたように、私は岡山県の倉敷市真備町に災害ボランティアとして入りましたが、県としまして、そのときに広島県のほうに応援に行かれたと聞いております。広島県も死者、

行方不明者106名を出すという、かなりの被害があったようでございます。この広島県熊野町での応援、これを振り返って課題や対応について教えていただければと思います。よろしくお願いします。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、まず県の受援体制、それから市町の受援体制の全般的なことについて答弁申し上げます。

南海トラフ地震等の大規模災害時に、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、昨年3月に三重県広域受援計画を策定いたしました。

この計画は、国の計画が定めます緊急輸送ルート、救助、救急、消火活動、医療活動、物資調達、燃料供給及び電力、ガスの臨時供給の五つの分野に加えまして、県独自に、高齢者や障がい者等を支援する職員、ボランティア、自治体応援職員の三つの分野を盛り込んで、全体で8分野の受援体制・手順について定めています。

本年度は、計画の実効性を高めるために、昨年5月に四日市市内の三重県広域防災拠点北勢拠点をメイン会場として、介護職員やボランティアの受け入れなどをはじめとする活動実験を実施いたしました。

介護職員等の受け入れに関しては、初めての試みとして、県社会福祉協議会等の関係団体とともに調整本部を立ち上げ、社会福祉施設の被害状況や職員の派遣ニーズの把握などの活動を検証いたしました。

参加者の振り返りから、課題として、各施設への連絡手段や聞き取り項目をあらかじめ整理しておくこと、平時から関係団体同士の顔の見える関係を築いておくことなどが重要ということが挙げられましたので、改善に向けて今後の取組に反映することとしています。

このほか、他県での災害等の教訓なども踏まえ、今後、毎年、計画を見直しブラッシュアップしていくこととしています。

また、来年度は、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を県内で開催しまして、緊急消防援助隊をはじめとした広域応援部隊への受援対応の強化を図

る予定です。

続いて、市町の受援体制についてですけれども、県では、本年度、市町の受援体制の整備を支援するための三重県市町受援計画策定手引書を作成することとしておりまして、来月の完成を見込んでいます。

手引書では、三重県広域受援計画が定める8分野のうち、特に自治体応援職員、支援物資、ボランティアの3分野を、市町における重要な受援活動項目として位置づけまして、これらの分野については、受援計画のひな型も示しまして、市町担当者の作業をサポートいたします。

来月には、市町向けに研修会も開催しまして、手引書の内容などについて説明することとしております。

平成31年度以降は、作成した手引書とあわせて活動実験の際の映像記録も活用しながら、地域単位や分野別の研修会を開催します。また、市町と連携した訓練の実施などを通じて、各市町と十分に意見交換しながら、県と市町が一体となった受援体制の構築を図ってまいります。

7月豪雨の応援活動の際の課題と対応について御答弁申し上げます。

平成30年7月豪雨では、総務省の応援職員確保システムに基づく対口支援としまして、広島県熊野町に対し、7月10日から8月29日の間、県・市町職員を144名派遣いたしました。

このほか、岡山県倉敷市や広島県などにも、保健師や農業土木技師など80名余りの専門分野の県職員を派遣したところです。

その後、派遣を通じて得た貴重な経験を、今後の県及び市町の受援体制の整備などに生かすため、広島県熊野町などで活動した職員から、学びや気づきを収集しまして、応援職員の受け入れに関する課題と、人材育成に関する課題として整理いたしました。

まず、応援職員の受け入れに関する課題を挙げますと、的確な応援要請を行うため、発災後の応急対応から復旧、復興までのロードマップをあらかじめ作成しておくことが重要ということ、それから応援職員の円滑な引き継ぎのため、人的な配置の工夫について応援自治体と調整を図ることが必要とい

うこと、また、応援職員と情報共有を図るため、定期的な会議を開催することや、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に応援職員の業務スペースを確保することが必要ということ、こういったものが挙げられています。

人材育成に関する課題としては、他県等から要請があった場合に的確に対応できるよう、マネジメント能力、先を見据えて対応できる能力、個別業務の法律事項や具体的手法など、応援職員としてのスキルアップを図る必要があるということがありまして、こうした職員の応援力を向上させることが受援力の向上にもつながることとなると認識しております。

このほか、平成30年7月豪雨の被災自治体では、応援職員を受け入れてから配置を決める作業に追われたという声もありまして、受援体制の整備の重要性が浮き彫りとなりました。

応援職員の受け入れに関するこうした課題につきましても、三重県広域受援計画の修正や、三重県市町受援計画策定手引書に反映することとしておりまして、来年度以降の市町への水平展開の取組にも生かしてまいります。

また、人材育成の課題につきましても、県職員の防災研修や、みえ防災・減災センターにおける市町職員の防災研修の内容の充実などにつなげてまいります。今後も市町や関係機関との会議や訓練の場を通じまして、受援体制の向上に努めてまいります。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） はい、ありがとうございます。

道路の啓開につきましても、私も地元のことを考えますと、やっぱりなかなか道路が封鎖されるとどうしても支援物資が届かないということで、あらかじめエリアを決めておいて、建設会社とかそういうところを決めておいて、そしてそれを作成して市町に示すということも大事なかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、これは6月に大久保議員から質問があったときに、5月20日に三

重県で広域受援計画の実効性を検証するために、広域防災拠点北勢拠点で活動実験を実施したと。全国で初めて、先ほども話があったかも知れませんが、受援計画に介護職員を受け入れて、その課題や成果を今から検証していくという話がありました。先ほどと同じになるかなと思いますが、もし所見がありましたらよろしくお願ひします。

○**防災対策部長（福永和伸）**　今も御答弁申し上げましたとおり、5月20日の活動実験におきまして、介護職員の受け入れに関する実験を行ったところでございます。先ほど申し上げました3カ所の振り返りに関する課題、各施設への連絡手段や聞き取り項目をあらかじめ整理しておくことが重要であるとか、そういったことはこの実験から出てきた課題でございますので、今後反映してまいります。

○**3番（廣 耕太郎）**　ということは、前回広島に行かれたときにやられたこととほとんど同じということだと思っております。

それでは、次に、罹災証明書の発行についてちょっとお聞きしたいと思います。

罹災証明書は、災害を受けた被災者から申請を受けて、市や町の調査員が調査して、全壊なのか半壊なのか一部損壊なのかを判定して発行するものですが、被災者が被災者生活再建支援制度を利用できる証明書にもなるということでございます。

しかし、大規模災害が発生したときには、この申請者がかなり多くなって市役所にあふれる、町にあふれるというような大混乱になることが予想されるわけですが、調査する市町の職員もやっぱり限られておりますので、これは確実に不足することはもう目に見えているわけでございます。

他市からですね、支援を受けるためにどうしたらいいか。そういうときには他市から来るんですね、応援が。

しかし、他の市から応援が来たとしても、調査票やチェックシートや罹災証明の発行までのシステムですね。それが違うと。ですから、統一した一元化するようなシステムができれば、他市から応援が来たらすぐ協力ができる

と。これがなければ、ばらばらですので、調査員のレクチャーからまず始めなきゃいけない。レクチャーするのに二日三日かかるというふうな話も聞いております。

こういうときはぜひ、今、三重県下全部を統一していただくシステムをつくっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、罹災証明書の迅速な発行に関して答弁申し上げます。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、被災住宅の応急修理、仮設住宅への入居など各種被災者支援策の適用の判断材料となりますので、その発行が遅滞なく行われることが重要と考えております。

しかし、熊本地震では調査職員の不足等によりまして罹災証明書の発行が遅れ、早期の生活再建に影響が及びました。また、昨年の7月豪雨では、県の支援先であります広島県熊野町でも、調査職員の人数不足、経験不足が災害対策上の課題となったところでございます。

国においてはこうした課題解決のために、住家の被害認定基準運用指針等を改定しまして、航空写真によって全壊の判断をするなど住家の被害認定調査の効率化、迅速化を図ってきたところでございます。

県でも、地震などの災害が発生した場合に、速やかに罹災証明書が発行できますように、市町職員向けに被災認定業務手順の習得を目的とした研修会を毎年実施しております。

また、被災市町からの応援要請に迅速に対応するために、こうした研修受講者、それから罹災証明書発行と住家の被害認定調査業務の従事経験者について、毎年、県・市町職員の名簿を作成しております。

さらに、三重県土地家屋調査士会、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と締結している協定によりまして、調査に対する支援を受けることも可能になっています。

平成29年の台風第21号のときは、被災家屋が多数に及び調査職員不足が想

定されましたので、被災後、速やかに内閣府から講師を招きまして、伊勢市や玉城町等の被災市町職員向けの研修を実施いたしました。

また、本年度は大阪府北部を震源とする地震や、7月豪雨の支援として、住家の被害認定調査の応援職員を派遣するとともに、県職員向け研修を行いまして応援体制の強化を図りました。

現在、罹災証明書発行と住家の被害認定調査業務の従事経験者、それから研修受講者の名簿に登載されている県職員は150名、市町職員は763名となっています。

また、こうしたことに加えまして、応援職員等がスムーズに業務を実施できますように、罹災証明書の記載項目の統一を目指しまして、県の様式例を示して、県内市町に見直しを現在お願いしているところです。

住家の被害認定や罹災証明書の発行は、大変重要な業務でありますので、今後も県・市町職員向け研修会の開催等によりまして、市町への支援体制を充実させてまいります。

以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） はい、ありがとうございます。一刻も早い統一したシステムをつくっていただきたいと思っております。

今、統一しているのは京都府ですか。協議会ではあるけども、何か進められとるといことも聞いておりますので、ぜひそれも参考にさせていただければなと思っておりますし、私が実際に思うのは、もし大地震が起きて、そして着の身着のままに逃げて、それで何もなくてですね、要するに免許証も何もなくて、本人確認とか一体どうしていくのかなというふうに思うことがあります。そういったこともちょっと念頭に置いて考えていただければと思います。

では、次に、仮設住宅について質問させていただきます。

住民にとって大規模災害が発生した場合でも身を寄せられる場所があるということは安心でき、不安を払拭できるものでございますが、住居が損壊し

て住居の手当てが必要な被災者に対して仮設住宅が必要となってくるわけ
でございます。これがですね、普通、普通といいますか、大震災が起こって、
行くところは近くの学校の体育館ですね。東日本大震災のときもよくテレビ
で皆さん見られたと思いますが、すし詰め状態ですね。物すごい人です。プ
ライベートを保ちたいといいますか、見られないように段ボールを置いたり
ですね、いろんなことをやって皆さん本当に苦労しながら、ストレスをため
ながら、そういった生活を送らざるを得ないというような状況の中で、一刻
も早くやっぱり仮設住宅というのはつくってあげなきゃいけないと思うん
ですが、この大規模地震でそういった避難所生活をしている場合に、熊本地震
の場合は直接死んだのは50人だそうですね。50名の方が亡くなられた。

しかし、関連死は189名。ええっと私は思ったんですが、直接死の4倍に
上る関連死があったと、そういうふうに認定をされたというふう聞いてお
ります。

これは私もボランティアに行ってから近くを見に行きますと、車がすごく
並んでるんですね。車。車の中で皆さん寝ておられる。そういった生活を
すると、当然ストレスもたまってくるし、血液、鬱血するんでしょうね。体調
を壊して肺炎とか呼吸器系の疾患、そしてクモ膜下出血なんかになり命を落
とすと。その数が直接死の4倍と、こうなっておるそうでございます。

こういうところから仮設住宅が早く建てられるように、どのように供給し
ていくのか、まずお聞かせください。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、仮設住宅の提供に関して御答弁申し
上げます。

まず、提供に関する流れを少し申し上げますと、災害時に避難所での生活
を余儀なくされている被災者の当面の住まいの確保を図るため、災害救助法
に基づきまして、公営住宅等の確保とあわせまして、応急仮設住宅を供与し
たします。

応急仮設住宅には、プレハブ等を建設する建設型と民間賃貸住宅等を借り

上げる借上型がございます。

提供されるまでの流れにつきましては、住家が被害を受けた被災者を有する市町が公営住宅等への一時入居の検討を行いまして、必要数が確保できない場合に借上型の応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げます。

さらに、必要数を確保できない場合において、市町は県に対して建設型の応急仮設住宅を要望しまして、県において、その要望戸数をもとに応急仮設住宅を建設すると、そういう流れになっております。

いかに早く提供を行うかですけれども、熊本地震や7月豪雨など近年の大規模災害におきましては、被災者に速やかに仮設住宅が供与できることから、借上型のほうの仮設住宅を中心に供与がなされているところです。

ですので、県では、民間賃貸住宅の関係団体であります三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県支部、全国賃貸住宅経営者協会連合会と災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定を締結しておりまして、借上型の仮設住宅を迅速に提供する体制を整えております。

また、建設型の応急仮設住宅につきましても、毎年度市町と協力しまして、建設候補地の調査や建設する住宅タイプの検討を進めているところでございます。

平成26年3月に取りまとめました地震被害想定に基づく仮設住宅等の需要につきましては、南海トラフ地震の過去最大クラスでは約2万3000戸、理論上最大クラスでは約5万9000戸となっているところですが、これまでの取組によりまして、過去最大クラスでは建設型、借上型ともに必要戸数が充足しています。理論上最大クラスの地震では建設型に不足があるんですけれども、借上型と合算すれば全体の必要戸数は確保できているという状況でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） はい、ありがとうございます。

充足しておるといふような話ですが、それはすぐに入れたら確かにいいんですけども、やっぱり手間どったり、なかなか手続のことですぐに入れない

と思います。しかも大災害が起こった場合ですね。本当に私は地元を考えますと、そんなにアパートも余ってないし、どう見ても足りないと思うんですね。

例えば、そういうときに、先ほどは公営の住宅というのがありましたけども、例えば仮に民間の倉庫や社屋ですね、もう体育館ではいっぱいになってしまいますので、体育館に入らない、そういうときには、そういった民間の敷地を利用させていただくことができれば、これはいいのかなと思うんですが、あらかじめそういった契約を結んでおく。例えば、私の地元であれば、上野町であればノリタケ伊勢電子という会社がありまして、昔は伊勢電子工業といましたが、そこに大きな敷地があるんですね。その敷地が空いてるわけです。工場が移りましたので。もし災害が起こったことを前提に契約をしておいて、すぐにそこを使えるようにする。そういったことを市町に提示していけばいいのかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○防災対策部長（福永和伸） 建設型の応急仮設住宅の供与までの期間を申し上げますと、最短で3週間が必要とされておりますし、現実には7月豪雨においても1カ月以上の期間を要しますので、今おっしゃった倉庫等を改造して応急仮設住宅として供与するというのは、そのときに国と協議する必要があるとかいうこともあるんですけども、迅速に仮設住宅を提供する方法の一つであると思っております。

他県では実際に倉庫等が供与された例もありますので、情報収集を進めるとともに、市町に情報提供を行いまして、さらに、借上型応急仮設住宅等が確保できない地域での活用に向けて、今後とも検討を重ねてまいりたいと思います。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

そのほかに、私は東日本大震災のときに、さっき言わせてもらった岩手県山田町のほうに入ったときに、山田町の議長、昆議長という方がお見えで、その方はいまだに仮設住宅に入ってるんですね。もう8年になるんですけど

も、その方にいろいろ話を聞きますと、やっぱり場所がすぐに確保できないと。前もって民間の住宅地、そういうところも契約をしておけばすぐに建てられる。あれ、建てようと思ったら2週間で建つという話なんですけど、こういうことを考えますと、あらかじめ建設会社も全部決めておいて、この地域はここにどこの建設会社がすぐ建てると。それは人工の話もありますけども、契約というか計画を立てておけば早いのかなと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、地域における備蓄についてお聞きをしたいと思います。これは地域によってはそれぞれ環境が違うわけでございまして、例えば私の住んでるところは超田舎でございまして、ネイティブといいますが、もともと住んでおられる方々の、どうでしょう、半分ぐらいは農業をやっておられる方が多いところでございます。そういうところは備蓄といいますが食料なんかは、家には、家の蔵というかには30キログラム入りの米袋が積んであると。そんなのが普通なんです。そして、トイレにおいても、トイレも近くちょっといけば草むらがありますので、そこで用を足せることもありますし、そういったところでいろんな違いがあるということですね。

そういったことを考えたときに、ただやっぱり絶対に必要なもの、それはあると思うんですね。例えば、以前私も言わせてもらったジャッキとかチェーンソーとかですね。それとか革の手袋、安全靴、そういったものは絶対に必要なという思いもあります。スーパーメガホン、これは拡声器ですね。私も真備町に行ったときに避難するのに呼びかけても声が聞こえない。ハンドマイクというんですか、拡声器でも。ああいうものではやっぱり聞こえないんですね。スーパーメガホンという大きいやつですね。政治家の方がみんな持ってこうやっつる。あれがあれば何人か助かったんじゃないかなというふうに思うわけです。そういったものが必要になってくると思います。

実際、以前、うちの若い人らとシミュレーションしてましたけども、もし大地震が起って命からがら外に出て体育館に行きました。体育館に行っても体育館のキーが開いているかどうか、これはちょっと備蓄とは関係ありま

せんけども、体育館のキーは絶対に地元の区長とか民生委員とか、ああいう方にぜひ持ってもらいたい。3人、4人が体育館のキーは持っていただきたい。これは余談ですけども、そう思うわけでございます。

そして、真っ暗な中ですね。インフラが全部駄目になって、真っ暗な中で体育館に行きました。そうしますと、やっぱり、サーチライトとかそんなのはあるんですけども、建設現場にあるブルーライトですね。あれがあるとすぐに周りが全部照らせます。ああいったものとか、今の時期を考えると着の身着のまま外へ出た、命からがら助かった、そして体育館に行ったけど、寒いですよ。今の時期だと寒い。そういうときにはやっぱり毛布が要ります。

私も地元のところに行きましたけども、毛布100枚ぐらいしかないんですね。今、圧縮のこんな薄くなる毛布があるんですね。それだったら何千枚と置けると思うんです。そういったものも中に入れとくべきではないかなと思っておりますが、地域の防災倉庫においては備えておくべき品目や量はいろいろありますけども、まず基準を示してもらいたいんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

[福永和伸防災対策部長登壇]

○防災対策部長（福永和伸） それでは、備蓄に関しまして、物資とそれから資機材に分けて答弁させていただきます。

まず、物資のほうですけども、災害時の物資の備蓄、調達に係る基本的な考え方を示すため、平成29年3月に三重県備蓄・調達基本方針を県と市町で取りまとめました。

この中で、国によるプッシュ型支援が始まるまでの発災後3日間の食料や飲料水など物資の備蓄は、自助、共助による備蓄を基本とする旨定めています。また、公助たる公的備蓄を、これを補完するものとして位置づけています。

さらに、三重県備蓄・調達基本方針では、被災者が最低限の避難生活を維持する上で必要であり、大量の需要が見込まれる物資や、個々の被災者では

入手が困難な物資のうち、過去の大規模災害で多くの需要が生じました、食料、育児用調製粉乳、哺乳瓶、毛布、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、携帯・簡易トイレ、トイレトペーパー、飲料水、この10品目を、備蓄・調達の重要品目と位置づけています。

この10品目については、自助、共助、公助を合わせました必要量を算定して市町に示しています。

算定の考え方として、例えば食料の場合は1人当たり3食を1日の必要量としまして、これに被害想定における避難者の数を乗じて必要量を算出しています。

この必要量につきましては、自助、共助による備蓄での確保を基本としていますけれども、備蓄・調達基本方針では、現状を踏まえまして、必要量の3割を自助、共助と想定しまして、公助による備蓄で7割を担うということとしています。

なお、この場合についても、各市町が地域の実態を踏まえて変更することも可能というふうにしています。

10品目以外の品目やその量につきましては、この三重県備蓄・調達基本方針の趣旨を踏まえまして、地域独自のニーズに着目しまして、市町あるいは自助、共助による備蓄の中で検討いただくことが重要であろうというふうに考えています。

それから、資機材のほう、これはこの備蓄・調達基本方針では触れられていないわけですが、この自主防災組織に必要な資機材等につきましては、県で作成しました自主防災リーダーハンドブックにおいて、必要とされる資機材の品目目を記載しています。ただ、各地域で想定される土砂災害、津波、高潮などの災害の特性をはじめ、自主防災組織の構成や規模など様々な要素が異なりますので、画一的な整備基準で定めることは消極的に考えています。

また、消防庁が作成しました自主防災組織の手引におきましても、地域の実情や組織の構成等を見つつ、市町や消防機関等の指導を受けて検討するよう示されているところです。

やはり県と市町の役割分担がございまして、地域の災害特性や防災課題、自主防災組織のニーズや実情は市町ごとに異なりますので、備えておくべき資機材の品目は市町において検討の上、整備を進めていただくことが適切であると考えております。

県は、整備された資機材の活用を図ることが重要ですので、自主防災組織リーダー研修等による防災人材の育成や防災技術指導員による自主防災組織の活性化支援等を中心に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） はい、ありがとうございます。

ちょっと残念といいますか、ええっと思うのは、やっぱり防災の資機材の部分ですね。資機材の部分は、それぞれ違うといえば違うんですが、先ほども言わせてもらったように、絶対に必要なものというのは、必ず必要なものがあると思うんですね。発電機とかですね、私、先ほど言わせてもらったジャッキとかチェーンソーとか。以前も言わせていただきました、熊本の震災のときに、私、現場に行ったら一番必要だった、パニックになった、それはお水です。

ただ、その水は備蓄をしてあっても全然足りないということがあって、やっぱり浄水器は必要なのかな。浄水器と発電機とそれと長いホースがあれば、プールの水でも飲めるような水になるということでございますので、ぜひそういった資機材を考えていただきたいと私は思っております。

ですから、私が思うには、その資機材の部分でも、例えば基準ですね、やはり。100軒あったら何が必要か、200軒の町やったら何が必要か、やはりそれは示していただくのがいいのかなというふうに思っております。

それとですね、資機材に関してもう一つ言わせてもらいますと、私いろいろ町の防災倉庫を見させてもらいました。確かに発電機とかは入っているんですね。

ただ、発電機も入っとるし、うちのところはチェーンソーもあるぞという

ふうに言ってもらうんですけども、じゃあ、それを動かすガソリンというのはほんだけあるんですか。大体私は見に行きますとガソリンが入ってないんですよ。そのガソリンというのは、やっぱり備蓄するといろんな法的な問題もあるんかもしれませんが、ガソリンがなかったら発電機も動かないわけですね、当然。そういうところはどういうふうに考えておられるのかお聞かせください。

○防災対策部長（福永和伸）大変貴重な提案、ありがとうございます。

燃料は、災害時における非常用発電機などの資機材や暖房器の稼働、車両の運行等のため、備蓄しておくことが重要と捉えております。

しかし、各市町において地域単位でどの程度備蓄しているかについては、詳しい実態がわからないという状況がございます。

一方、国は、災害時における地域住民の燃料供給のよりどころとなる住民拠点サービスステーションの整備を進めておりまして、昨年10月末現在、県内で31カ所が指定されています。この住民拠点サービスステーションは、さらに拡充される予定でございまして、災害時における燃料の安定供給に向けた取組として期待されるところです。

燃料は一般的に危険物でございまして、消防法や市町の条例等で種別に応じて数量や貯蔵方法等が規制されておりまして、厳重な管理が必要となります。

燃料の備蓄においては、こうした背景や、それから劣化といった面での課題がありますので、地域の取組として必ずしも十分に進んでいない実態があります。ただ、災害時に備えて、防災資機材とともに必要となる燃料を地域でも備蓄していくことが望まれます。

今後は、県として、国の住民拠点サービスステーションの取組などの事例を収集して、情報提供するとともに、共助の活性化を図る中で、地域において必要な燃料の種類や量、管理体制等を検討していくよう助言してまいります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

今のこの燃料ですが、先ほど言われましたように、取り扱いについてはかなり制約があるみたいです。私の家は結構ガソリンを置いておるんですが、20リットル入りのあれを幾つか置いてあるんですけども、あれもこれを見ますと200リットル未満、100リットル以上は届け出が要るんですね。ええっと思いましたけども、分散して置いてますから、私の家の場合はね。家が広いんですね。20リットル入りのを幾つか分散をして置いてありますんで。不適切発言にならないように。

それと続きまして、傷病者の対策についてお聞きをしたいと思います。

シミュレーションでよく考えたときに、大災害があったときには、その近くの体育館、学校の体育館に多くの人がやっぱり詰めかけるわけですね。その中には傷を負った方もたくさん見えると思います。頭から血を流したり、骨折したり、そういう方が押し寄せた場合、どういうふうな応急処置ができるのか。前回は質問で大災害が発生し大量の傷病者が出た場合は緊急事態ということで、医者以外、看護師などが医療行為をしてもいいと思いますけど、どうですかとお聞きしたんですが、それは当然、当たり前ですけど、それは無理ですということなんですが、しかし応急処置ができる医療機器の配備しておくべきではないか。これは回答としましては、医療機器の配備については、それぞれの救護所を整備する市町が検討していただきたい、こういうふうになったわけですね。

ただですね、私が思うには、もし医者がその町に見えて、そして命からがら逃げてきたけど何も手には当然持っていないと、でも体育館には傷病者があふれるわけですね。そのときに応急処置をしよう、麻酔を打とう、止血をしよう、そう思ってもできないんですね。物がなければ。

ですから、最低限のもの、鎮痛剤を打つものとか、そういった最低限のものはやはりそういった避難所に置いておくべきではないか、私はそう思っております。市町に全てやってもらってはというのではなくて、避難所に配備する医療機器の品目などを基準で県が作成してですね、それを市町に示すこ

とはできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 傷病者対策、避難所に配備する医療機材等の品目について御答弁を申し上げます。

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊等により多数の負傷者が発生することが予想されております。

そのため、市町は、災害発生時の傷病者の状況に応じた適切な医療が提供できるよう、地域防災計画に基づきまして、医療機関や小中学校等の避難所に医療救護所を設置をいたしまして、災害時の医療救護活動を行うこととしております。

救護所では、まずは傷病者の状況に応じたトリアージが行われます。その結果、重症と判断された傷病者につきましては、適切な医療が提供できるよう、災害拠点病院等へ搬送をされることになります。軽症者につきましてはその場で応急処置が行われ、災害時に多数発生する傷病者へ対応するということとなります。

なお、救護所につきましては、市町が地元医師会等と締結した協定に基づきまして、医師等により編成がされます医療救護班が派遣をされ、救護所での医療救護活動を担うこととされておりまして、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料等は、協定に基づき救護所に派遣される医療救護班が原則として携行または調達するということになっております。

しかしながら、大規模災害発生時には、多数の傷病者の発生が予想され、医療救護班が携行する医薬品等では対応できない状況が予想されることから、県におきましては、災害時における医薬品等の確保・供給マニュアルを作成をいたしまして、南海トラフ地震発生時の被害想定を踏まえ、医療救護活動における応急処置に必要な医薬品や衛生材料等をリスト化した上で備蓄を行っております。

この備蓄につきましては、県内各地域の医薬品卸売業者や災害拠点薬局、衛生材料の卸売業者等において行っておりまして、医薬品については33カ所

で92品目を、そして衛生材料等については42品目を備蓄をいたしております。

このように、救護所において必要な品目を定め、市町にもお示しをした上で備蓄を行っているところでありますが、今後も市町等と連携の上、大規模災害の発生に備えた備蓄体制の整備を進めてまいります。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） その備蓄、今お聞かせ願いましたけども、そういったものをですね、私はその場所なんですね。陸送してもらおうとか、大災害の場合はそういう悠長なことは言うておられないと思うんですね。やはり皆さん、みんな傷病者がどっと体育館に行ったときに、そのときに、もうあと何時間で出血多量で死んでしまうのか、そういう緊急の場合がたくさん出てくると思うんですね。そういうときには、やはりそういったものが、医療機器がないとですね、仮に医者がおって縫合できますよというふうなことがあっても、物がなければできないんですね。誰でもそれは医者だったらできると思うんですけども、物がなければ何もできない。ですから、そういったものを避難所に置いていただくということを規定を示すことが大切だと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○医療保健部長（福井敏人） 例えば縫合など外科的な治療に必要な資機材みたいなものも必要となってくると思います。

その中で、そうした医療処置に必要な機材につきましては、先ほども御答弁申し上げましたけど、市町が地元医師会等と締結した協定に基づいて救護所に派遣される医療救護班が携行するというのが基本であります。

しかしながら、議員御提案もあったように、例えば伊勢市におきましては、中学校単位で医療救護所を設置をすると、基本であるというふうに聞いておりますけれども、そんな中で、例えば中学校の保健室を救護室と想定して、例えばファーストキットといいますかですね、ファーストキット、最初に処置するための必要な資機材についてなどを備蓄もしておるといふふうに聞いておりますので。

救護所で必要な資機材については、やはり専門的な部分でもありますので、

市町と地元の医師会で十分な調整が必要であるというふうに思っております。

例えばこれ、（現物を示す）私先ほど申し上げた災害時における医薬品等の確保・供給マニュアルと、こういうのがあります。こんな中でも、例えば避難所で行われる一般用の医薬品、OTC医薬品といいますけど、それはこういうものが必要ですよというのは、これは市町のほうにもお示しをしておりますので、こうしたものを活用いただきながら御検討いただければと思います。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 学校の中の保健室というのは、それはわからないことはないんですけども、どこに何が入るとるかわからんし、そういったちゃんとした医療機器のパッケージみたいなのがぼんと体育館に置けるようにしていただくのが一番いいのかなと思っております。

ちょっと時間がございませんので、最後の消防団と自主防災組織についてお聞きしたいと思います。

消防団と自主防災組織の話は、先ほども今井議員からもちょっとありましたが、組織の現状、連携ですね。連携に関する組織の現状についてお聞かせ願いたいと思います。消防団と自主防災組織が資機材を共有するなど連携を図ることによって地域防災力の向上につながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、消防団と自主防災組織の連携について御答弁申し上げます。

この消防団と自主防災組織の連携に関しましては、平成27年度から3年間、ちから・いのち・きずなプロジェクトというものを実施しまして推進してまいりましたので、今後、ここで実践しましたモデル事業の事例集を県内全市町で共有するとともに、消防学校で実施する消防団教育におきまして両者の連携の意義や必要性、取組事例などについて周知を図ってまいります。

また、みえ防災・減災センターにおける共助の課題解決について検討する

プロジェクト事業において、消防団と自主防災組織の連携も視野に入れた共助の取組に係る手引書を作成しているところでございます。

平成31年度からは、市町への地域減災力強化推進補助金におきまして、自主防災組織と消防団の連携に係るメニューを新設し、連携した活動の促進とそのため自主防災組織への資機材の整備について支援する予定です。

今後も、消防団と自主防災組織の連携を積極的に支援してまいります。
以上でございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） よろしくお願ひしたいと思います。

時間が来ましたので終結します。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。41番 中森博文議員。

〔41番 中森博文議員登壇・拍手〕

○41番（中森博文） 皆様、こんにちは。自由民主党県議団会派名張市選出の中森博文でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますと存じます。

今回は3月7日の質問でございまして、東大寺のお水取りが始まっております。

ました。知事も3月、昨年来ていただきました。ありがとうございます。

また一昨年は、実は2月22日だったんです。2月22日は何の日ということでスタートしたのを昨日のように覚えてます。あれから2年たつんですね。忍者の日ということはもう言うまでもありませんけれども、ニンニンニンということで。

今日ですね、伊賀鉄道が忍者鉄道に愛称を命名されたり、上野市駅が忍者市駅ということで称されました。

それですね、これね、お披露目しとかなあかんということでね。

(現物を示す)これが切符なんですわ。手裏剣形切符ということで。今日は初めて。きっぷがええとか言いませんのでね。切符です。こんなことばかり言うてたらあきませんのやけども。

それですね、実は、さらに2月22日は、これまた言えと言われたもんですいません。ツツツの日。津の女を歌う飛鳥とも美ショーが何かされるとかいう話も聞いております。本日開催されるんだそうです。これちょっとまた余り受けませんでしたので。

地元ではね、これを話しますと、実はうちはニャンニャンニャン、猫の日やと、こんな話もあるんですわ。さすがにいろいろと皆さん関心を持っていただいているのかなと思いつつながら、通告に従い質問させていただきたいと思っております。平成最後の質問でございますので、こういうことばかり言わんと、もう少し格調の高い、新しい元号元年に臨むふさわしい質問とさせていただきます。

平成の時代も終わろうとしております。この30年はどんな時代であったんでしょうかと。私は、平成という名のごとく、何よりも戦争のない平和な時代に尽きると思っております。この春、歴史的な皇位継承によりまして、平成からその先の時代へ新たな幕が開かれます。私どもは時代の転機点に立ち向かう大きな喜びと誇りをかみしめ、御皇室への尊崇と親愛の念を一層強くしております。

平成31年4月30日、天皇陛下が御退位され、翌5月1日、皇太子殿下が新

しい天皇として御即位されます。この皇位継承、すなわち御代替わりに伴い、かかる様々な儀式が挙行されることとなっており、これには国内外から大きな注目が集まると思われます。私たちは、この御代替わりに当たり、御即位以来30年にわたりこの日本国の中心としてお務めをお果たしになられた天皇陛下に深甚なる感謝の思いを捧げますとともに、ここに御在位30年記念硬貨が発売されました。お披露目させていただきたいと存じます。

(現物を示す) これです。記念硬貨。

そして、新たに皇位におつきいただく皇太子殿下に国民こぞって心よりお祝いを申し上げたく存じます。また、それに伴いまして挙行されます諸行事、諸儀式については、皇室の伝統に改めて思いをいたすとともに、日本の歴史と伝統に対する認識を新たにしたいと考えます。いよいよ皇位継承による御代替わりを迎えまして、平成から新しい時代となります。

そこで、平成のその先へ、新たな時代を切り開く、新元号元年度、三重県政にどのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) 御代替わりを迎える来年度の三重県政にどのように取り組むのか、思いをというところでございます。

御代替わりをお迎えになられて、御即位されます現在の皇太子殿下におかれましては、明日お誕生日をお迎えになられます。心からお祝いを申し上げたいと思いますし、24日には天皇陛下が御在位30周年の記念式典を迎えます。感謝と敬意とお祝いを申し上げたいと思います。

さて、平成の時代を振り返りますと、人口減少社会に転じ、少子化、超高齢化が進展し、人口増を前提とした従来の社会経済モデルが通用しない時代になりました。

また、災害の時代とも言われるように、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年の豪雨災害や地震等、想定外、数十年に一度の大規模な自然災害が頻発しました。

一方で、パソコンやスマートフォンに象徴される情報通信技術等が進歩し、

産業や生活のあり方が大きく変化しました。孤独死や児童虐待などの社会問題が顕在化する反面、SNSを活用した新たなつながりが生まれるなど、孤立、孤独とつながりが入りまじった時代となりました。

こうした中、新たな時代の始まりに際し、三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆様が夢や希望を持ち、明るく前向きに挑戦、活躍しつづけられるよう、次の世代に向けて、三重の未来を紡いでいかなければならないと考えています。

そこで、平成31年度の三重県政を進める上で、三重県経営方針（案）において五つの柱をお示したところですが、まず、未来への希望を支える安全・安心の観点から、県民の皆様様の命と暮らしを守る取組として、災害に強い地域社会をつくるために、誰もが安心して暮らし続けられるためにの二つを掲げており、これまで以上にしっかりと進めていくことが必要と考えます。

また、未来を切り開くための取組として、強みを生かし国内外から選ばれ続けるために、スポーツを通じて元気な地域社会をつくるためにの二つを掲げており、東京オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会などのチャンスを最大限に生かし、オール三重で取り組んでいきたいと考えています。さらに、安全・安心の確保と未来を切り開くための両面に係る取組として、若者の県内定着につなげるためにを掲げ、若者を中心とした人口の社会減に歯どめをかけていきたいと考えています。

元号が改まり、平成のその次の新たな時代の幕開けが目前に迫っており、この機会を意識や行動を変えるチャンスと捉え、県民の皆様と一緒に新しい時代を明るくスタートダッシュしていければと考えています。

〔41番 中森博文議員登壇〕

〇41番（中森博文） ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、名張市では毎年2月の第3日曜日、青蓮寺湖駅伝競走大会が開催されます。今年も33回目となる明後日は2月24日に開催されるわけであります。

青蓮寺湖は、昭和34年の伊勢湾台風以来、台風以後、昭和45年に青蓮寺ダ

ムが完成し、誕生したわけであります。この駅伝競走大会は、青蓮寺ダムの完成を記念するとともに、名張市民の安全に対する感謝と市民交流のイベントの場となっているわけであります。改めて、このダムって本当に安全なのというように考えるときもあるわけであります。

さて、知事は、1月に3期目の所信で、まず第1に防災・減災を表明されました。そこで防災・減災について質問します。昨年6月の大阪北部地震を機に、改めて警戒意識が高まる南海トラフ巨大地震が懸念されています。昨晚、北海道で震度6弱の地震も発生しました。

昨年12月2日、NHKスペシャル、「MEGAQUAKE 南海トラフ巨大地震 迫りくる“Xデー”に備えろ」という番組をごらんいただいた方もおられるかも知れませんが、その放送の中で、国が出す臨時情報は、巨大地震、危険が高まったときに出されるとか、スロースリップ発生は巨大地震の前触れか。臨時情報が発表されると県はどうされるのか。市町ごとに避難対応、物不足、渋滞発生、また事前避難の長期化などなどなどであります。巨大地震をどこまで事前に予測し、減災、防災を実現できるのかが放映されておりました。

さて、宇宙航空研究開発機構、つまりJAXAについてでありますけれども、本日朝8時に、はやぶさ2が小惑星リュウグウへ無事着陸しました。そういうことでJAXAは有名ですけれども、私ども昨年4月、防衛防災議員連盟の有志で鹿児島県のJAXA関連施設を訪問し、調査研究してまいりました。その中でJAXAのはやぶさは有名ですけれども、JAXAのだいち2号の衛星のSAR、合成開口レーダー、データというのを学んだわけであります。そもそもインフラ整備とか防災用途、地盤沈下調査、標高の作成とか、森林減少の研究にJAXAのだいち2号衛星が活躍されていると。実は、地震発生の予知にも欠かすことのできない地殻変動がわかるようになってきたそうでございます。

ごらんいただきたいと思います。これはちょっとわかりにくいです。

(パネルを示す) こういうのがJAXAから送られてきまして、これは何

も力のかかってないという、圧力なしというのが、ちょっとこれも本当はもう少しこうなんでしょうけど、こう例えばこう図案化するとこのような形になるんだそうでございます、圧力がかかるとこのような変化が生じるというようなことが、この衛星から伝わってくると。こういうことがあるということが、この衛星のお話なんです。

それで、三重県におきましては、宇宙航空研究開発機構、JAXAとですね、JAXAが開発したこの衛星を用いて、防災利用実証実験を共同で実施するために、平成22年3月25日に協定を締結されていたそうでございます、協定に関する評価と今後の対応についてお聞きしたいなど。本協定は、衛星による広域観測技術、広域です。大容量の通信技術を活用することによりまして、将来の災害応急対策の円滑な実施や体制整備への貢献を目指すとされているわけであります。

そこで一つは、防災利用実証実験の主な内容について、防災利用実験におけるJAXAと三重県の役割についての御所見をお伺いしたいなど。また、いわゆるスロースリップがですね、我が紀伊半島、和歌山から津の方面ですけども、発生しているということも識者からお聞きしたわけでありますけども、そのような時期と同じように最近、我が名張市においても青蓮寺地区のほうでそういう地震が発生しているということもお聞きしまして、我が青蓮寺ダムは大丈夫かなということが心配になるわけであります。

それで、そこです、JAXAのSARデータ解析を三重県内各地で行っていただいて、地盤の微小な動きやどのように断層が動くのかを知るため、JAXAと三重県が結んだ協定を活用していただいて、三重県での防災対策が必要と考えますけれども、御所見をお伺いいたします。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、JAXAとの協定の活用について御答弁申し上げます。

県は、防災利用実証実験を共同で実施するために、平成22年3月25日にJAXAと協定を締結いたしました。

この防災利用実証実験は、今後の防災のための地球観測衛星システム等の開発、運用に向けまして、防災開運業務における衛星利用の実効性の検証を目的にしまして、JAXAと関係省庁や研究機関等で行われています。

県は、自治体をフィールドとした実証実験に参加をしております、衛星データの提供を受けまして、災害発生時や訓練の場で活用することによって、その有用性を評価し、県の防災分野における衛星システムの活用方法を検証することにしていきます。

協定に基づくこれまでの取組としましては、平成23年の紀伊半島大水害のときに、実際に緊急観測を行いまして、浸水した地域等の把握を行った例があります。

それから、毎年度実施しています総合図上訓練や総合防災訓練におきましても、JAXAから提供される衛星データを被災状況の把握等に活用しています。

現在のところ、悪天候時にも観測できるという利点がある一方で、衛星データの入手までに時間を要するという課題があるというふうに感じているところです。

今後も引き続きまして、JAXAとの実証実験において防災対策への活用方法を検証しまして、応急対策時等における衛星システムの有効活用につなげてまいります。

以上でございます。

〔41番 中森博文議員登壇〕

○41番（中森博文） ありがとうございます。

結構遠いところから見ていただいて、そういうのがやはり、私ども、ふだんなかなか聞きなれてなかったり、JAXAとの関係も余り知らなかった1人なんですけども、恐らく聞いていただいている県民の方々も詳しいことを知らないんじゃないかなというようなこともありまして、今回質問させていただいたわけなんです。

この衛星だいち2号というのは、私、この上のほうで静止してるかと思っ

たら、14日で1回通るだけですよのやね。いろんな衛星というのは種類があって、静止衛星かなと思ったら回り方が違っていて、14日に1回、2週間に1回しか照射されないということがですね、その連続によって変化が、14日ごとの変化がわかるという、こういうことが場合によってはですね、その予知につながるのではないかとということが今注目されておまして、それでこの間の、この間って失礼な言い方やけども、熊本県の地震に関する報告書というのを調べさせていただきまして、これは東北大学の災害科学国際研究所から発表されております。この報告書によりますと、熊本地震は、活断層が突如として活動を始めた。直下型地震。もう一つの特徴は、横ずれと縦のずれが10キロにわたって一緒に走ったというんですか、そういうことが言われておまして、そのことがなぜわかったかという、このJAXAのデータの解析によってわかったということがここに書かれておまして、ちょっと難しいこの図面は、学術的何か勉強会みたいですけども、（パネルを示す）こんなずれだそうですね。横と縦とずれてると。これが去年の4月に報告書に添付されておりましたんで、これ見たら大体こっちはずれでこっちはずれたかと。複雑な変化ですけど、こういうのが熊本県で起こったというのがこの報告であります。

こういう地殻変動が捉えられるようになったということで、もう一つですね、三重県もそのよく似た現象があるのではないかとことを心配するんですけども、（パネルを示す）これがいわゆる深いところと浅いところの低周波微動というんですか、そういうのが、こういうのがですね、独立行政法人海洋研究開発機構というところから発表されています。何かこの見たら恐ろしいことが何かあるのかなというぐらいのですね、動きがあるということが判明されていることで、この色の濃いところか黄色いところか赤いところ、何かこの心配なこういう地震の分布なんです。小っちゃい地震ですけども。

これがですね、私もこれ昔習った話で恐縮なんですけども、このプレート地震というのはこのこれが三重県の横断図で、伊勢湾と参考的に矢湾と我が名張の青蓮寺湖を切ったところの下のほうの40、50キロメートルのところ、

そういう固着面というんですか、フィリピン海プレートというのがあるんだ
そうで、これがずれると怖いと。赤で示したところが発生すると、こちらが
直下型、これが海型ということで、この海型ですると大津波が発生するおそ
れがある。この左手のほうが直下型と、こういうことがですね、心配される
わけでございます。

名張市民の安全のためのその青蓮寺ダムですね。やはり心配になってくる
のもいたし方ない。三重県は、ダムの発電機能を中部電力に譲渡しましたけ
れども、巨大地震を防ぐためにはですね、こういう情報を踏まえた上で、例
えば水位をこのときは下げるとかですね、そんなことが必要であるのかなと
いうことを指摘する識者がおるということでございます。こういうことに関
しまして県の御所見をお伺いしたいんですけども。

○防災対策部長（福永和伸） JAXAは、防災利用実証実験を、自治体だけ
でなく関係省庁や大学等の関係機関とともに様々な枠組みで進めておりまし
て、例えば、東海、東南海、南海地方等における地殻変動等の異常・検出手
法というテーマでもやってるんですけども、これは地震予知連絡会に関係す
る機関で構成する地震ワーキンググループで行われていまして、これは三重
県が入ってないんですけども、こういうことが行われてます。

JAXAに問い合わせましたところですね、衛星データを解析し、地震発
生前後の比較的大きな断層の動きを把握することは可能であるということ
でございますが、衛星データの解析結果を地震の予測等へ活用することにつ
まましては、現在のところまだ研究段階であって、技術的には難しいという
ふう聞いてます。

県がこうした研究に直接かかわっていきますことは、そういう人材がい
ないということもありまして難しいというふうに考えていますので、今、
御提案いただいた趣旨をJAXAにお伝えしまして、実験に参加する機関の
新しい技術、それから知見を利用した研究に期待をしつつ、その動きを注視
してまいりたいというふうに考えています。

[41番 中森博文議員登壇]

○41番（中森博文） ありがとうございます。

そういう協定もあることと、それからいろんなデータがどんどん進んできているというんですか、情報が増えてきた、熊本地震の検証もあった、三重県においてもですね、こういうような情報提供がされつつある。防災計画の見直しにもこういうのを参考にしながら、どんどん採用していきなり、図上訓練のときにJAXAの職員に来てもらって、職員と共有する、情報を共有しながら、多少敏感になりながらですよ、危機管理体制を持ったほうが、我々県民も、やはり日々緊張感を持ってこういう情報などもちゃんと見てくれていると、宇宙から見てくれていると、安心感とともに関心を持ちながら地震に対する警戒心を持って対応するのが重要ではないかなど、このように思ったところでございますので、引き続きのこのせっかくの協定を有効に、かつまた情報提供もしていただければと思います。

ということですね、次に行きます。さて、県が所有する特定建築物等の法定点検に係る対応について御質問させていただきます。

私は平成29年になるんですけども、12月8日の平成30年度当初予算要求状況の総括的質疑で防火設備の定期点検報告について質問させていただいたんです。多分、記憶にある方もない方もおられますけれども、私、力説したのは今でも覚えているんですけども、消防法に規定する火災報知器やら消火設備、こういうのは消防設備という。それとは別にですね、建築基準法に規定する防火戸とか防火シャッターとか、こういうのは違うんですよと、こういう説明をしながらやで、法律も変わって、点検内容も整備されて、若干難しいところは少し猶予期間もできて、やりましょうにねと、三重県の建物はちゃんとやってくれてますのかなということを心配しながら、ちょっと不安を感じましたので、昨年3月7日のこの場所一般質問で建築基準法の改正による新たな定期検査報告が必要な対象建築物の棟数やら検査体制をこの場所でお聞きしたんですわ。

にもかかわらずですね、そのときはちゃんとやるような答弁だったというふうに伺ってるにもかかわらず、昨年の定期監査報告で何もできてへんと、

そんな監査報告を承りまして、何やったんかなと、この去年の質問は残念に思っただけなのではないかというの私だけかな。わかりませんが、これではせつかくの一般質問の私の値打ちもないのではないかというふうに私自身が反省してるんですけども、これは質問の内容の認識の甘さにあるのではないかと。私は言い方と違くて受け止め方の認識が甘さがあったりですね、一般的な建築的視野、感覚はですね、皆様方には少し、もしかしたら、建築は専門の建築士に任せとったらええわと、このような軽視してるような感じもあるのではないかと、こういうことを心配するんです。

早速ですね、昨年10月に防災県土整備企業常任委員会におきまして防災対策部からは、その原因と対応方針、再発防止に向けた取組について報告されました。県は今後、公共施設等総合管理推進会議を活用し、施設の維持管理に必要な法定点検の実施状況の確認、新築時の注意喚起、危機管理の取組による確認を行うとのことであります。法定点検につきましては、国で定める点検項目に基づいて専門的立場から、その維持管理が中長期的視野に立って一元的かつ継続的にマネジメントされるべきであると考えます。

そこで念のために、今年31年5月末までに建築基準法の改正に伴いますこの防火設備の点検の全てが終了できるのか、改めて確認をしたい。

また、今後はこれまでの個別点検、施設管理者ごとに点検をしていただけてますけども、それを見直していただいて、一括点検を行うことで徹底した点検体制と管理運営の合理化にもつながりますので、御当局の御所見をお伺いします。

次に、ここでやってしまうとまた話が、そこへ集中します。次に、昨年10月16日及び12月19日に、KYB株式会社及びカヤバシステムマシナリー株式会社が報道発表されました。免震・制震オイルダンパーの国土交通省認定、国土交通大臣認定等への不適合事案、三重県内における製品、物件が18件について御質問させていただきたいと思っております。

庁舎や病院などの公共施設では、免震構造を採用しているものが多くあります。その免震構造ですね。地震が下揺れても上だけはこのよう揺れないと、

こういうことです。免震ですんでね。その免震構造の一部をなす免震オイルダンパーとクッションでこうね、力がかかっても、くっここでクッションをする。免震オイルダンパーが不正があったということがまことに遺憾でございます。

このことについては、国土交通省から同社から不適合な製品の早期交換を行う方針であると報告を受けてます。国土交通省は同社に対して関係者への丁寧な説明、交換の迅速な実施、徹底した原因究明、再発防止、相談窓口の設置などを指示されました。県では、この件について昨年の10月26日に同社の幹部が来庁されまして、謝罪と説明を受けたとお聞きしているところでございます。

そこで質問ですが、三重県内の対象物件の18件のうち、公共施設における同製品が出荷された10物件、現状と取組について御所見をお伺いします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） それでは、私のほうから防火設備の法定点検について今年の5月までにできるのか、あるいは今個別施設ごとにやってる点検を一括点検に変更してはどうかという2点について、お答えをさせていただきたいと思えます。

建築基準法に規定される特定建築物等の法定点検に関しましては、昨年、県有施設における点検が適切に行われていなかったことを受けて、各部局の施設管理担当課長で構成する公共施設等総合管理推進会議の場を活用いたしまして、建築基準法のみならず、県有施設を適切に管理するための関係法令等の説明会を開催し、周知徹底を図ったところでございます。

その中で、既存の特定建築物の防火設備については、第1回の点検を本年5月末までに実施しなければならないことを改めて周知したところであり、現在、全庁的に点検の実施状況を確認しているところでございます。調査結果をもとに進捗管理を行いながら、期日までの確実な点検実施につなげていきたいというふうに考えております。

2点目の一括点検の実施でございますけれども、現在、個別の施設毎に実施

している点検を一括点検ということでございますが、点検内容を一定の水準に保てる効果や点検漏れを防ぎやすくする効果などが期待できるものというふうに考えおります。

一括点検を実現するためには、施設管理と点検の担当課所が異なり、点検の担当者が現場から離れている中で、点検の精度をどのように確保していくか、点検を施設設備の保守管理業務などと一体的に実施している場合にあって切り離すことが適当か、あるいは、施設管理者が点検に関与しなくなることにより施設管理に関する意識が低下しないか、などといった課題について、今後、整理していく必要があるというふうに考えています。

また、限られた経営資源の中で、集約化する業務量を処理できるだけの組織、人員体制を整えていく必要もあります。

こうしたことから、まずは県有財産等の自己点検などの機会を通じまして法定点検の実施状況を確認しながら、各施設が法定点検をどのように実施しているかの実態を詳細に把握した上で、これらの課題にどのように対応し、点検をどのように集約化することが最も効果的か、関係部局等と調整しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 私からは、不適合とされた免震オイルダンパーの出荷を受けた県内の公共施設の現状と今後の対応について、お答えをさせていただきます。

県内におきましては、公共施設10件、民間施設8件の計18件で、国土交通大臣認定等の基準に適合しないオイルダンパーが設置されていることについて昨年10月16日、そして12月19日に公表されたところでございます。

KYB株式会社及びカヤバシステムマシナリー株式会社は、大臣認定等に不適合な製品が設置されている一部の建築物を対象に、サンプル的に構造安全性の検証を行い、震度6強から7程度の地震に対して倒壊するおそれがないことについて、第三者機関の確認を受けておりますが、大臣認定等に不適

合な製品については、疑いがあるものも含めて、適合する製品に交換する方針としております。

なお、同社は、交換を早期に実施するため、勤務体制の強化や生産ラインの増設により、順次生産能力を強化しており、これまで月産100本であったものを本年10月には月産560本の生産体制にしていくというふうに聞いています。

県では、関係する特定行政庁と連携しながら、同社に対して建築基準法に基づき、事案の詳細や構造安全性の検証結果等の報告を求めるとともに、是正対応の進捗把握に努め、速やかな是正を指導しているところでございます。

県内18件のうち、公共施設10件の是正状況につきましては、昨年12月末には是正工事を終えたものと、現在是正工事中で3月中に完了予定となっているものが、それぞれ1件ずつあります。残り8件につきましては、5件は構造安全性の検証が終了しており、3件については年度内に検証が終了する予定となっております。検証終了後順次、同社と施工者及び施設管理者等との調整を行い、是正工事に着手をしていくというふうに聞いております。

是正工事が未着手の8件につきましては、関係特定行政庁と連携しながら、同社に対し、施工者や設計者と協力して是正計画を作成し、速やかに是正工事に着手するよう指導してまいります。

〔41番 中森博文議員登壇〕

○41番（中森博文） ありがとうございます。

しっかりと取り組んでいただいて、確実に安心できるような状態をしていただきたいと思います。建築的視野全体が軽視してる、大変ちょっと言い過ぎたかもわかりませんが、この原因というのはどうかなというふうに私なりに思ったんですけども、県には優秀な建築士の職員がおられます。できるだけそういう議場などに出席できるような環境をつくってもらったのもっといいのかなというふうに私自身が思ってます、これは組織のことでですので、大きなことは言えませんが、知事には胸のうちにに入れていただいて、今後、人事的なことも含めてそういう対応をしていただきたいと思いますとい

うのは、これは要望させていただきたいと思います。

次に、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策をですね、これを質問するのは当然なんですけども、たびたび本会議で質問されておりますし、また、情報のいろんな資料も提供もしていただいておりますので、時間があれば後にまた質問させていただくということで、この場ではちょっと要望というか、しっかりとやっていただきたいと思います。

一つだけ要望したいのは、ため池などの部分については非常に心配されておりますし、今日も質問出ましたトンネル内、暗いとかいうこと、ああいふのは早くできるのではないかという危機管理はあると思いますし、そんなことができること、今日の情報でいろんな情報もいただいておりますので、伊賀管内でもいろんな設計を発注されるということもお聞きしておりますので、また時間があれば今後の対応について、詳細なことでするので、後にまた質問を改めて別の機会ですべてさせていただきたいと思いますので、この場は簡単な要望だけで恐縮なんですけども、もっともっと次の重要な話がありまして、大変恐縮なんです。

さらに、入札制度のさらなる改善について質問をさせていただきたいと存じます。

県内では、高齢者、女性の雇用に大きな役割を果たしていただいて、障がい者雇用にも御貢献されているビルメンテナンス業におかれましては、人件費の高騰やら人手不足などで厳しい経営環境が続いております。その中、官公庁が発注する委託業務について、低価格での競争となっているとお聞きしております。現在、県庁舎等の県有施設の清掃、警備業務の入札の中で一定の規模を有する場合、価格と品質を総合的に評価する総合評価方式による入札が行われております。この総合評価方式を設備管理なども含めたビルメンテナンス業務全てに適用するとすることにしていただいて、幅広くしていただいて、2種類ある評価点、技術評価点と価格評価点、この配点比率を、技術評価点を価格評価点よりか優勢にすると、そういうことによって低価格競争を抑制すると、このように考えますけれども、県の御所見をお伺いした

いなと思います。

次に、一般公共工事に行います入札制度におきまして、最低制限価格及び低入札調査基準価格について質問します。

最低制限価格というのは言うまでもありませんけれども、これ以下では仕事できないと、これ以下は失格というような、そういうことで価格競争に導入されております。低入札調査基準価格というのは、契約の仕事、できるかどうかいなどというときに基準となる価格で、総合評価方式で導入されております。国は、平成29年の公共工事の品質確保や賃金の適切な確保に、現場作業員の労務費の算入を95%から100%に変更されまして、低入札調査基準を改正しました。県はそれぞれの価格の算定基準を見直されまして、大半において両価格とも予定価格の90%を超えている状態と聞いております。

そこで、三重県の会計規則によらない低入札調査基準価格においては、平成29年6月に改正されまして、上限値が撤廃されております。

一方、最低制限価格の設定というのは、三重県会計規則での予定価格の10分の9から10分の7の範囲内とすると、このように規定されております。現状はですね、最低制限価格の付近で少なからず抽選によって落札が決定されると伺ってございまして、これでは企業の適切な利潤やら労務費の適切な賃金を確保できないのではないかというふうに心配します。

そこで、発注した品質確保の観点からも、最低制限価格の上限値を見直していただいて、入札制度のさらなる改善を必要と考えますが、御所見をお伺いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 私のほうからは、公共工事における最低制限価格の上限値についてお答えを申し上げます。

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式について、平成29年4月に労務費の参入率を95%から100%に見直した結果、大半において両価格とも予定価格の90%を超えることとなりました。

このため、低入札調査基準価格につきましては、平成29年6月に三重県低

入札価格調査実施要領を改正し、予定価格の90%としていた上限値を撤廃いたしました。一方、最低制限価格につきましては、三重県会計規則の適用を受けるため、上限値を予定価格の90%としておるところでございます。

このように、最低制限価格に上限値があることにより、企業の適正な利潤や労務費等が確保されないおそれがあります。

また、最低制限価格が予定価格の90%として算定できるため、適切な見積りを行わずに入札した建設企業が受注する懸念もございます。

これらのことにつきましては、課題と認識しておりまして、最低制限価格の上限値の撤廃に向けて、現在、検討を進めているところでございます。

〔荒木敏之会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（荒木敏之） それでは、私からは清掃、警備業務の総合評価方式についてお答えいたします。

県庁舎等の固有施設に係る清掃、警備業務の入札方式は、設計金額が1000万円以上の案件につきまして、価格と品質が最も有利な申し込みをした者を落札者とする一般競争入札総合評価落札方式を平成18年度より採用しております。

総合評価落札方式における評価は、技術評価点と価格評価点に分けておりまして、その比率を原則1対1として運用しております。技術評価点につきましては、事業者の地域社会貢献の視点を入れた見直しなどを行ってきました。

また、低価格での入札を抑制するため、平成22年度より低入札価格調査制度を導入し、一定金額以下の入札であった場合、その者から積算根拠等必要な資料を求め、提出された価格で仕様書どおりの履行が可能か否かの審査を行った上で、落札者を決定しております。

このように本県では、総合評価落札方式及び低入札価格調査制度を採用することによりまして、品質の確保と低価格での競争の抑止を図っております。

低入札価格調査制度につきましては、平成27年度に調査を行う基準となります調査基準価格の計算式の見直しを行いました。これらの取組の結果、低

入札価格調査の発生率が半減し、平均落札価格が上昇していることから、低入札での価格抑止に一定の効果があつたものではないかと認識しております。

議員御提案の技術評価等の割合につきましては、やはり品質と価格のバランスのとれた仕組みが必要であるというふうな視点から、引き続き検討していきたいと考えております。

また、設備管理業務につきましては、仕様書の中で技術力について一定の水準が確保されているというふうなことから、総合評価落札方式の適用につきましては慎重に検討していきたいというふうに考えております。

入札制度につきましては、今後も引き続き、入札実施状況の検証を行うとともに他府県等の動向についても注視することによりまして、公平性、透明性、競争性の確保を図りながら、さらなる改善に努めてまいります。

以上でございます。

〔41番 中森博文議員登壇〕

○41番（中森博文） ありがとうございます。引き続き検討していただければと思います。

県の入札は、こういう傾向の中で、全体的に総合評価へと移行しつつあるんではないかなど。その点数がつけられるんですね。総合評価入札の業者の各項目に。その工事实績というのがございまして。これは国または県という工事实績となってますけども、なかなかそうなってくると限定的になっちゃって、やはり市町の実績も実績のうちではないかなというふうに私は一般的に思うんですけども、そのような幅の広い実績を配慮すべきではないかなとか、まだまだ課題が残っている。

もう一つ、これは質問ではないんですけども、某県立学校の防水工事発注ですね。最低制限価格のない。物品で発注すれば最低制限価格が要らないので、物品の業者に発注するとこんなことも実例であるわけですよ。こんなことが横行と言ったら悪い言い方やけども、そういうことがまかり通ってはよくないなというふうに思っております。ここではこのぐらいにしと

きましてですね、またの機会にと 생각합니다。

次に、もうかる水田農業！について質問します。久しぶりだと思いますけどね。伊賀米コシヒカリ、平成23年度産米から5年連続特Aの評価をいただき、28年度産米は一旦特Aを逃しました。翌年の平成29年度産ですね。翌年、見事、魚沼産コシヒカリをしのいで特Aに返り咲きを果たしました。今年度、30年度はどうでしょうというのが質問ではありません。間もなく発表されると思います。

平成26年三重県が策定した新しい三重の米、水田農業戦略というのがございまして、すごい戦略です。本県の作付されている米の約8割がコシヒカリ、西日本一の産地とされておりまして、三重県産コシヒカリは他の県産コシヒカリよりも高い価格で販売されていると書いてあります。本当かいなと思いました。本当かいなと思って調べたらこんなですわ。見てください。

(パネルを示す) こんな状態でございまして、言うまでもなくですね、大体私どもの真ん中辺ですね、伊賀米も。三重の一般の三重米は下位ですね。下位です。やっぱり魚沼産コシヒカリがですね、これまだ今年の12月ですよ、3カ月前、2万円超えてるんですわ、60キログラム。1俵2万円超えてるんですよ。新潟県産、全て高い。さすがに高い、新潟県産は。

何が言いたいかというのは、そういうことなんです。これがもう現実なんです。特Aとっても、やっぱり生産農家はね、特Aってええこと言われても、高い値段で売れへんやんかということですよ、まあ言うたら、そういうことなんです。

こういうもうかる水田農業という観点から、これではいけないんじゃないかというのが質問なんです。知名度やブランド力、こういうのがいろんなことが考えやなあかんということが戦略なんです。これまでの取組に加えましてですね、新しい切り口、戦略のイノベーションが必要と考えます。知事の得意なトップセールス、プロモーションを大いに期待したいなど、こういうことで御当局の所見をここでひとつ求めます。

次に、もう一つ、昨年12月、第15回お米日本一コンテストinしずおか、い

わゆる米コン2018が開催されました。

(パネルを示す) これです。このとおり。すごい静岡県は頑張ってます。静岡県産米って、私からすると静岡県に申しわけないけども、普通なんです。でも、頑張ってます。

最終審査ですよ。昨年12月。伊賀米コシヒカリでの、金賞受賞者トップ30。トップ30に我が名張市の某橋本氏のお米がですな、選ばれました。本人の了解を得ましたので。喜んでました。こうした橋本氏がですね、金賞受賞者トップ30に選ばれたということです。こうしたコンテストなどへの参加はですね、技術を研さんしていく上でよいモチベーションになるんじゃないかと思えます。

一方、このコンテストなどにですね、三重県の取組は十分とは言えないと。地元伊賀米の生産農家から少なからず声のございまして、小っちゃい声ですけども。

ここで質問なんですけども、やっぱり現在も高い評価を受けている伊賀米ブランド、上げることによって三重県産全体も上がっていくんです。魚沼産コシヒカリで、新潟県産が全部上がったのも一緒に、伊賀米コシヒカリのブランドを上げると三重県産のお米全部上がっていくという、このような全国レベルの米コンなどへの積極的なかわり、技術の研さんに対する県の取組をお伺いします。

[岡村昌和農林水産部長登壇]

○農林水産部長(岡村昌和) それでは、三重県産コシヒカリのプロモーション、そして米のコンテストと生産技術への伝承ということでお尋ねいただきましたので、順次、御答弁申し上げたいと思います。

まず、県産コシヒカリのプロモーションについてでございますが、本県は、先ほども御紹介もありましたけども、米生産の約8割をコシヒカリが占めているということで、早期栽培によりまして全国でも新米がいち早くまとまって出荷できる産地であるという特徴を持っておりまして、実需者からの引き合いも強く、売れ残りのない産地として市場等から評価をされているという

ところでございます。

三重県産コシヒカリの知名度向上に向けましては、これまで、全農みえや米卸業者などで構成いたします、みえの米ブランド化推進会議に県といたしましても参画して、関係機関と連携しながら、マスメディアの活用等による宣伝広告を行うとともに、県内外のイベントや量販店において、試食PRやパンフレット等の配布など、販売促進活動に取り組んでまいりました。

また、ここ数年におきましては、ファミリー層に着目した県産米のPRに取り組んでおりまして、例えば、生活協同組合と連携した親子おむすびづくり体験、また、夏休みイベントでの子ども向け学習機会の提供、三重テラスでの親子「おにぎり」ワークショップの開催などに取り組んできております。

さらに、調理師の専門学校におきまして、将来の料理人に対して県産米のおいしさを伝える授業を行っているところでありまして、今後もこれらの取組により、引き続き、三重県産コシヒカリのおいしさや特徴を消費者に的確に伝えていきたいというふうに思っております。

また、御提案もありました新たな切り口による取組というのも必要というふうにも考えておりますので、今後も関係機関と連携いたしまして、県内外のホテル、レストランに対する他の県産食材と合わせたトップセールスの実施でありますとか、シェフや調達関係者等の産地への招へいなど、効果的な手法によるプロモーションを展開することで、三重県産コシヒカリのブランド力の強化につなげてまいりたいというふうに思っております。

次の米のコンテストと生産技術の伝承についてということでございますが、伊賀産コシヒカリは、日本穀物検定協会が実施いたします食味ランキングにおきまして、先ほどもこれも御紹介ありましたが、国内最高品質の特Aにランクされており、全国的にもおいしい米ということで知られております。様々なコンテストの中でも、この食味ランキングが全国的に最も注目されているということでございますので、産地では、特A評価が維持できるよう、県も参加する伊賀米振興協議会におきまして栽培技術実証ほを設置するなど、食味の向上に取り組んでおります。

また、このほかにも、米のコンテストといたしましては、先ほども御紹介ありましたが、静岡県が主催いたします、お米日本一コンテスト in しずおかでありますとか、米・食味鑑定士協会等によります米・食味分析鑑定コンクールなどが開催されております。これらのコンテストには、これまでも本県の意欲的な生産者や団体が参加されています。

コンテストへの参加は、良質な米を生産するためのモチベーションの向上につながるということでございますので、今後は、産地とも連携をしながら、様々なコンテストの周知を行うとともに、参加意欲の向上を図っていききたいというふうに考えております。

また、これらコンテストで評価されるためには、伊賀米のおいしさをつくり出している熟練農業者の技術を産地で普及や伝承していくことが重要であるというふうに考えております。

このため、県では、生産者や農協等関係者の協力を得まして、ICT等を活用し、ほ場の生育データを収集するとともに、ドローンで撮影した画像を使って生育診断を行う新技術の実証に取り組み、熟練作業のマニュアル化を図っております。

こうした取組を通して、熟練農業者の技を見える化することで、おいしい伊賀米を安定的に生産できる栽培技術の普及や伝承に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔41番 中森博文議員登壇〕

○41番（中森博文） 時間が押し迫ってきまして、最後の質問になりますけれども、最後1分残してほしいなと思ってるんですけど、国道368号の4車線化などの幹線道路の整備促進についてお尋ねします。

前回の、昨年の木津議員の一般質問の関連質問で既に質問しておりますので、再度質問となりますけれども、進捗状況を確認をしたい。

加えて、昨年も、ちょうど県道上野名張線という神戸工区が残ってるんですけども、少し距離だけ残っているということで、1年前に期成同盟会が発

足しまして、今年も県伊賀建設事務所のほうへ要望活動に同席させていただきました。地元3名の県議会議員で同席させていただいて、いろんな意見を言った。あと1キロメートル用地取得されてないということで、その早期完成に向けて御当局の御所見、この2点をお伺いします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** それでは、国道368号と県道上野名張線の進捗についてお答えを申し上げます。

国道368号の4車線化整備につきましては、名阪国道上野インターチェンジから国道165号までの14.2キロメートルの整備に取り組んでいます。

名張市内につきましては、現在、渋滞の著しい桔梗が丘駅交差点から里交差点までの640メートル区間の整備を進めておりまして、今年度は桔梗が丘跨線橋の工事が完了する予定です。

今後は、橋梁前後の道路工事と舗装工事を進め、今年の秋ごろには、桔梗が丘駅交差点から里交差点までの4車線化整備が完了する見込みです。

県道上野名張線につきましては、上神戸から名張市新田までの1キロメートルの区間が残ってございましたが、今年度、道路計画を見直すとともに、関係機関との調整を行ったことによりまして、用地取得の準備を一定進めることができました。

引き続き、残る課題の整理を行うとともに、道路設計の変革に着手していきたいと考えています。

〔41番 中森博文議員登壇〕

○**41番（中森博文）** ありがとうございます。時間残していただいてありがとうございます。

よろしく願い申し上げたいと思います。地元の話をさせていただきますと、もちろんいろんな要望が多いです。県道名張青山線とか県道上笠間八幡名張線、本当に地元の県道整備も、ちょっとしばらく期間があいたり、もう少しのところを心配しております。

そろそろ時間も参りましたので、一句ということで、よろしいでしょうか。

すみません。ちょっと格調高くしますんで。

「御代替わり 続く平和と 安寧を」。いかがでしょうか。ということで、拍手がないねんけども。時間があればですよ、もうちょっとまだ点滅しますんで。これ衆議院議員の選挙区がですね、1区から2区になったんですね。これは関係ないですかね。

そこでもう一句。2区です。2区です。2区です。もう一句。教育長、ここがええとこで、「新元号 三重の明日を 切り開く」。「新元号 名張の明日を 切り開く」。

以上でございます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（前野和美） 46番 山本教和議員。

〔46番 山本教和議員登壇・拍手〕

○46番（山本教和） 46番、山本教和でございます。通告に従いまして、質問をしてみたいと思います。

今回の質問は、自分のおしゃべりを少し少なくして、執行部の皆さんの時間をとりたい、こういうようなことであります。私の勘違いかもわかりませんが、今回は長く県職員として活躍されて、御自身の人生の大半を県民の幸せ、また県政の発展に頑張っておられた7人の部局長に質問をしてみたい、こんなふうに思います。ひょっとしたら来年度もみえるかもわかりません。一応のピリオドとして質問をしてみたい、そんなふうに思うのであります。

まず、西城戦略企画部長にですね、県の総合計画についてお尋ねをしたいと思います。

西城戦略企画部長は、伊勢志摩サミットのときの伊勢志摩サミット推進局長として、伊勢志摩だけじゃなくて三重県の全体のステージを高めるために精いっぱい頑張っておられた、こんなふうに思っておる一人であります。部長として、県政全般の企画、政策提言、また広聴広報等、県政全般にわたって尽力されてきたと、こんなふうに思うのであります。

県政運営の基本政策、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画は、来年度、最終年度を迎えるわけでありまして。成果が出てるもの、また、今後引き続き

努力していかなきゃいけない項目もあろうかと思えますけれども、今後の総合計画策定に当たってのお考えを聞きたい、どんな視点が重要なのか、このことを聞いてみたいと思えます。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 私から総合計画を念頭に、今後の三重づくりの指針となる計画づくりに大切だと思う視点について、お答えをさせていただきます。

三重県におけます総合計画のあり方は、時代の要請に応じて変わってきているというふうに思います。昭和の終わりから平成にかけて、私は、伊勢志摩地域を中心としたリゾート構想、三重サンベルトゾーン構想の推進を担当いたしました。こうしたいわゆる開発プロジェクト物が巻頭を飾ったのがかつての昭和の時代の総合計画でございました。

平成に入って最初につくられました総合計画は、タイトルが、新しい総合計画、三重のくにつくり宣言と名付けられております。当時進められておりました行政改革路線のもと、これまでの総合計画とは違う新しいものであり、地方分権社会を目指して地域づくりに取り組む、との決意がネーミングにこめられていると先輩職員から伝え聞いてまいりました。

私が初めて策定に携わらせていただきました三重のくにつくり宣言第二次実施計画におきましては、成果志向という考え方のもとで、政策評価システムとの連動のみならず、組織のあり方や人事評価との連携までも志向した壮大な計画づくり、システムづくりが、今で言う総務部と戦略企画部の合同チームによって取り組まれました。

現在のみえ県民力ビジョンにおきましても、あえて総合計画とは称しておりません。「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念に掲げまして、自立し行動するアクティブ・シチズンである県民の皆様との協創によりまして時代の転換期の先にある新しい三重づくりを進めていく、そのための指針であると平成23年当時、説明をさせていただきました。

私の限られた経験からではございますが、今後の計画づくりに当たりまし

て大事なのではないかと考える点を3点ほど述べさせていただきます。

1点目は、計画のコンセプトであります。平成の次の時代の幕開けに当たり、何年後を見据えて三重の未来像をどのように描くのか、みえ県民カブジョンそのものを見直すのか、見直すことになるのかどうかにもよりますけれども、幸福実感日本一の三重という理念について、改めて説明できるような計画の特色となるコンセプトが必要だと思います。

2点目は、県民参画の視点です。先ほど触れましたアクティブ・シチズンや協創の考え方をどう引き継いで進化、発展させるのか、行政だけで物事を進められる時代ではない中、計画づくりに当たっても、またその推進に当たっても欠かせないことだと思います。

3点目は、予算や人員など経営資源配分との関連です。やり繰りが厳しい中だからこそ、政策の優先づけを行い、資源配分との連携を改めて考え直す好機であり、その上で県政全体のPDCAサイクルを的確に回し、目標の達成状況を議会の皆様、県民の皆様に明らかにしていく責務があると考えます。

最後に、これらの点を大事にし、計画をつくる以上は、県民の皆様にとってはもちろんのこと、職員にとっても意味のある計画にする必要があることを申し添えまして、私からの御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございました。

懐かしい言葉で、三重サンベルトゾーン構想というのが出てまいりました。昭和62年、63年、リゾート法に指定されて、この議場は当時は議員全部がリゾートについて質問をしたのを覚えております。ありがとうございました。

戦略企画部長のほうから三つの視点が大事だど。計画のコンセプトが必要だということ、それから県民参画の視点が欠かせないということ、それから経営資源の配分、大事なことだど、こんなことであります。

まだまだ西城戦略企画部長にお伺いしたいんですが、あと6名の部局長が待っていますので、次は嶋田総務部長にお尋ねをしたいと思います。

県は今厳しい財政状況であります。限られた経営資源の中で、県は南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えなきゃいけないということ、それから三重とこわか国体の開催の準備をやっつけていかなきゃいけない、こんなふうに思うのであります。それからまた、疲弊した地方の人口減少、高齢化、少子化等、今までにないような社会情勢の変化に対応していかなきゃいけない、こんなふうなことであります。

これからの時代、県職員というのは各分野で今まで以上に県民目線で県政を展開していただかなくてはけません。そんな中で県行政を進める要は人であり、人づくりであると、こんなふうに思っておるところであります。

嶋田総務部長は、西城戦略企画部長と一緒にすけども、昭和、平成と県職員として様々な経験をされて駆け抜けてこられたわけでありましたが、新しい時代の幕開けを迎えて、三重県職員人づくり基本方針に人材育成を進めている嶋田総務部長に、これまでの経験を踏まえて、新時代に求められる三重県の職員像についてお伺いしたいと、こんなふうに思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 新しい時代に求められる人材育成ということでございますけれども、経験を踏まえてということでございますので、少し私の経験も踏まえてお答えをさせていただきたいと思っております。

これまで、様々な業務にかかわってまいりましたけれども、その中で、平成16年当時、私は防災危機管理局に籍を置いてたわけですが、このときに台風第21号に伴う豪雨による旧宮川村等の土砂災害への対応にかかわったことや、平成23年には農林水産商工部で鳥インフルエンザへの対応にかかわったことが今でも忘れることができません。

このような日常の想像を超える危機に立ち向かうために、仕事を通じて自分が学んだことは、職員が業務や所属の枠を超えて仕事に取り組む姿勢であります。

自分の、自らの担当業務だけでなく、積極的に、今、目の前で起こっている課題に対して何をすべきか、自ら考え、主体的に取り組むことの大切さを、

私は危機対応という業務の中で学んでまいりました。

また、そのような危機対応の際、業務、所属を超えて仕事に取り組むためには、一つはふだんから受け身の姿勢ではなく、主体的に業務に取り組むこと、そしてもう一つは、ふだんから自分の仕事だけでなく仲間の仕事にも関心を持ち合い、何でも言い合える風通しのよい職場であることの、この2点が大切であるというふうに再認識をしたところであります。

県では、平成24年に三重県職員人づくり基本方針を策定し、県政運営のベースである人を組織全体でより大切に育てるということから、みんなで行う人づくりに取り組んでまいりました。

平成28年に人づくりのさらなる推進について検討する際、これまでの経験から、組織的な対応に加え、職員が主体的に取り組む姿勢も大切であるという点について、庁内で議論を重ねました。

その結果、これまでのみんなで行う人づくりを一步進めて、組織が積極的に関与し、かつ個人も主体的に能力向上に取り組み続ける人材育成を基本的な考え方として取組を進めるよう、平成28年12月に基本方針の改定を行ったところでございます。

組織的な取組と個人の努力が相乗効果を生み出すことで、人づくり、組織づくりのさらなる推進につながるものというふうに考えております。

そのためにも、引き続き三重県職員人づくり基本方針を踏まえて、県民の皆さんと共感できる感性を持って、県民目線で自ら行動できる職員づくりを進めていくことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。

総務部長からは、人を組織全体で育てると同時に、個人の考え方、それからその個人の努力、こういうものを主にしながら人づくりをしていくことが大事だと、こんなふうなことでありました。今後とも御指導、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、田中子ども・福祉部長に少子化対策についてお伺いをしてみたいと思います。

少子高齢化、この言葉を聞いてもう20年以上、もっとたつかもわかりません。それで国も県、市町、自治体もそうなんですけども、その具体的な施策というのがなかなか見えてこなかった。最近、やっと具体的な政策というのが、教育、雇用の確保、いろんな分野で具体的になってまいりましたけども、これを実現するには数十年、極端な言い方をすれば半世紀かかると思うんですね。そんな意味で、これから県が担っていくことは非常に大事であるというふうに思うのであります。

少子高齢化といいますけども、高齢化は長生きするんですからとてもいいことだと思うんですね。問題は少子化なんですよ。それで、こういう時代が来るということを予想しながら、もっと早く具体的な政策というのをやっておくべきだったというふうに私は思うけども、子ども・福祉部長はどうなんでしょうか。

県は、合計特殊出生率を10年後に希望出生率である1.8まで引き上げるということを総合目標として、希望がかなうみえ子どもスマイルプランを策定して取り組んでいるわけでありまして。合計特殊出生率は、平成29年で1.49ということですから、県民の視点とはちょっと乖離があるのかなと、そんなふうにも思うのであります。

若い世代が結婚して、産み、育て、安心して子育てできる環境をつくり出す必要というのがあります。これも三重県だけではありません。国全体がそうでありまして、長い長い年月がかかるわけでありまして、これは行政だけでは駄目なわけで、企業を巻き込みながら、また地域を巻き込みながら前進していかなきゃいけない、そんなふうに思うのでありますけども、部長のこれまでの取組、展望をお聞かせいただきたいと思います。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、社会全体で子育てを応援するという機運の醸成が大切な少子化対策のこれまでの取組、それから今後の展望

について私からお答え申し上げます。

平成27年に策定しました、希望がかなうみえ子どもスマイルプランでは、議員のほうからも紹介ありましたが、合計特殊出生率を1.8台に引き上げることを目標に掲げております。この実現には、子育て世代を社会全体で応援する機運の醸成が重要です。

先日公表しましたみえの子ども白書におきましても、約9割の保護者が子育てする上で近所、地域の支えは重要としておりまして、地域で子育てを支える機運の醸成をさらに進める必要があります。

これまで県では、機運醸成に向けて、企業や団体等との協創により、ライフステージごとに、様々な取組を行ってきたところでございます。

子育てで支援に関しましては、赤ちゃんの泣き声を周囲が温かく見守るWEラブ赤ちゃんプロジェクトに行政機関として初めて賛同したり、可動型の授乳室m a m a r oを全国で初めて県有施設に設置するなど、企業等と連携して、赤ちゃんと一緒に外出しやすい環境づくりにも取り組んできたところでございます。

また、平成18年6月に、三重の子どもの明るい未来のため、子どもの育ちや子育て家庭を応援することを目的として、108の企業、団体が発足した、みえ次世代育成応援ネットワークでは、子育て応援！わくわくフェスタを県内各地で開催するなど、子育てを応援するプロジェクトに取り組んでおり、現在、参画する企業、団体数は1500を超えるまでになっております。ネットワークの会員企業は、プロジェクトを通じて交流・連携を深めており、県の様々な事業にかかわっていただく企業、団体も増えてきています。加えて、協賛店で提示すると割引やサービスが受けられる子育て家庭応援クーポンには、1618店舗の協賛をいただいています。

さらに、安心して子育てができる環境づくりには、仕事と家庭の両立に対する職場の理解が不可欠であることから、平成28年4月には、みえのイクボス同盟を76の企業、団体と結成し、互いの取組を情報共有するなど、切磋琢磨しながらイクボスの輪を広げてきました。現在では、180の企業、団体が

同盟に参画いただき、連合三重と三重県経営者協会が労使によるイクボス推進宣言をするなど、加盟企業、団体による主体的なイクボスの取組も増えてきております。

このほか、昨年11月にはイオンと連携し、買い物などの日常的な活動が、県内の子どもたちや子育て家庭を応援することにつながる、電子マネーでありますみえ子育てWAONを発行し、県民の皆さん一人ひとりが、広く子育てで支援に参画できる仕組みを構築したところです。

スマイルプランの目指します、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現には、子どもの貧困対策や児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養護の推進などの取組も不可欠であり、取り組むべき課題はまだまだ山積しています。行政は、光を当てるべきところに光を当てていくことが役割であり、顕在化していない課題にも目を配り、頑張っている人がきちんと報われるように環境を整えていくことが求められていると考えております。

少子化対策に特効薬はありません。また、取組の効果がすぐにあらわれるものでもありません。様々な取組の実践を粘り強く重ねていくことが必要です。来年には、スマイルプランの見直しを行いますので、これまでの取組成果や課題を踏まえ、実効性のあるプランにしていくとともに、子育て世代を社会全体で応援する機運醸成をさらに図り、子育てしやすい三重の実現に向け、今後も、企業や大学、NPO、市町等と協創をより一層深めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。

田中子ども・福祉部長から企業や団体、行政が連携することが大事だということ、それから1500の企業、団体と交流を図ってきておるといようなことも紹介をいただきました。いずれにしろ、社会全体で、行政というのは光の当たらないところに光を当てていくのがその大きな役目だといようなこ

とも言われておりました。もう全くそのとおりでと思います。今後もですね、少子化に対して精いっぱい尽力していただくことをお願いをいたしたいと思っています。

次はですね、移住の促進による地域活性化についてであります。鈴木地域連携部長にお伺いをしたいと思います。

この2月10日、東京の日本橋の三重テラスで海女トークというイベントがありまして行ってまいりました。私はいつも東京駅をおりて、八重洲のほうに出て、そこから歩いて丸善、高島屋のところを、角を曲がって三重テラスへ行くと、こういうのが東京へ行くときのコースなんですね。その日は三重テラスへ行ったと。予想以上にたくさんの方々が三重テラスの2階に来てくださってたんですね。海女のトークですから一部の方だけかなというふうには思ってたんですけども、そうじゃなくてみんなが関心を持ってくださってるんだなと思って、本当にうれしく思った次第であります。

上智大学大学院教授の女性の方がコーディネーターで、あとパネリストで鳥羽市の海女さん、この人は東京の出身で、昔、写真家だったそうなんですけども、その方が来ておられました。もちろん当然、発言もされておるんですけども。それからあと、志摩市の海女さんでお二人パネラーとして登場されておりまして一人は兵庫県出身の方でした。それからもう一人が志摩市出身の方ですけども、民間企業に就職して、それから海女になったというような方です。あと、石川県の海女さんもパネラーとして出ておられました。

関心があって来た時代は海の中はアマモで森のようになってたと、潜るときにはそのアマモの枝につかまって引っ張って、それで海の底へずっと行ったんですけど、今はその枝がなくなって、真ん中の茎だけが残ってて、それを持つとその茎が抜けちゃうというんですね。ですから、非常に海の中の環境というのが厳しくなっているというようなことをおっしゃっていました。なるほど、私のすぐそばは海ですけども、なかなか自分がそういう潜るというようなことがないもんですから、海女さんの話を聞いてですね、本当に、

ああ、これは大変なことなんだと、そんなふうに思った次第であります。

鳥羽市は、離島留学とかそんなことで、今盛んに移住政策というのをとっておるし、志摩市も空き家バンクという政策をとって、それぞれのいいところを、首都圏や大阪やそういう都会の方々にPRをしておるわけであります。

そんな政策、施策が成功してるんでしょう。昔に比べて、徐々にではありますけども、例えば平成27年度は7人だったんですが、これは海女さんじゃないですよ。平成29年度は85人ということで、移住が進んでおるといふことでありますから、これをもっともっと力を入れていかなきゃいけない、そんなふうに思うのであります。

それで、先ほどの三重テラスの今後の生かし方なんですけど、海女さんを一つの例にとりましたけども、首都圏の若い人たちにですね、どう情報提供していくかということも大事だし、また受け入れ先の自治体もどのようなことを、来ていただければ優遇政策があるよとか、そういうことを正直にお伝えするというのが非常に大事だと思うんですね。

それで、移住の促進に向けて、今後、何を重点的に取り組んでいかれるのか、地域連携部長としてお伺いをしたいと思います。地域連携部長は紀州のほうにも行かれておったということでありますから、地域の厳しさもよくわかってみえると思います。有効な手段があれば、施策があればお教えいただきたいな、そんなふうに思うのでございます。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（鈴木伸幸）** それでは、私からは移住の促進に向けて今後何を重点的に取り組んでいくのかということで、御答弁を申し上げます。

移住促進の取組につきましては、ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立、総合的な情報発信と移住促進に向けた機運の醸成、移住者を受け入れる地域の体制の整備、この三つを柱といたしまして、移住希望者のニーズに応じた情報の提供ですとか、きめ細かな相談対応を行ってまいりました。

これまで移住の促進に取り組んできた中で、移住を考える方は、起業や創業、1次産業への就業、伝統工芸の後継者など、地方での充実した仕事、

ワークと、暮らし方、ライフを希望する方が多くおみえになるということがわかってまいりました。

一方で、移住者を受け入れる市町などからは、商店街の空き店舗を活用した起業ですとか、地場産業の継業、1次産業の後継者など地域の活性化につながる人材を求める声があるということでございます。

そういう中、今年度は、ワークもライフも充実した三重での暮らし方の情報発信としまして、市町や関係部局等と連携しながら、空き家改修、企業と暮らしなどの移住相談セミナーや移住相談会をふるさと回帰支援センターですとか三重テラスなどで実施をしてきたところでございます。

また、移住希望者の関心の高い農業ですとか継業をテーマとしました移住相談会を、明日、大阪と東京で開催する予定となっております。

こうした取組を進めてきたことによりまして、今年度でございますが、本年の1月末までに移住相談件数は1210件ということで、前年度の同期と比べますと7%の増という状況でございますし、移住者の方も、これは昨年8月末と少し古い数字でございますが、143人ということで、これも対前年度同期で28%増というように、着実に取組の成果が出てきておるのではないのかなというふうに考えております。

そして来年度、平成31年度でございますが、これまでの取組をさらに掘り下げまして、起業や一次産業への就業など仕事を通じた自己実現を重視する若者と後継者や担い手を受け入れたいという地域をつなぐために、継いでほしい仕事ですとか、地域などを知るスタートアップゼミや、地域の人と交流し、その地域の課題と現状を知るフィールドワークなどを行いまして、県外の若者と地域の思いをつなぐきっかけづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

私自身、地域連携関係が多いんですが、この移住の関係に取り組ませていただいたのはこの2年間が初めてでございます。

ただ、この2年間、移住の促進に取り組んでまいりました中で私どもが感じることは、移住の促進をしていくためには、移住をしたいと考える方と移

住先の地域が求める人をいかにつなげるかということが非常に大事なのではないのかなというふうにしておる次第でございます、今後も移住したいと考える方には、きめ細かな相談対応を行うとともに、市町や関係団体等と連携をすることで、人と地域に寄り添いながら、関係部局とも力を合わせまして、一人でも多くの方に三重県を知っていただき、そして三重県に興味を持っていただいて、三重県に移住したいと思っていただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。

地域連携部長のほうから、移住者の希望を的確に素早くとらまえて具体化していかなくちゃいけないということ、それから空き家や空き店舗というのを利用しながら移住相談会というのを充実させて、しっかり取り組まなくちゃいけないと、このことだったと思います。

私も視察で四国の徳島県か愛媛県に行ったときに、閉校になった小学校を教室ごとに安い料金でNPOとか、移住する方々に、切り売りじゃないですけど、貸すんですね。一つの教室2万円とか3万円とかで、事務所をどこかで借りなくても小学校の空き教室を貸すと。そのようなシステムとか現場を見させていただいて、これはいいねと。また、運動場はですね、駐車場、広いですから、いろんな方々が運動場に駐車できることもあって、これはいい制度だなと、そんなふうにした次第であります。いろんな意味で、有効な手立てというのをこれから具体化させていただいて、一人でも多く三重県に来ていただくようお願いをいたしたいと思います。

それから、次は村木国体・全国障害者スポーツ大会局長にお伺いをしたいと思います。

三重とこわか国体を2年後に控えて、関係する県、市、町、各種団体の皆さんは、その準備に懸命になって頑張っておられるということだと思います。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地の誘致

で、志摩市もトライアスロンの候補として手を挙げておるわけでありまして。大規模な政策というのを、今まで知事が何度となく、以前の国体、それから伊勢志摩サミットですね。それから国立公園70周年、それからインターハイというような大規模なイベントのノウハウを生かしながら、今後どうやって成功に向けて頑張っていくかという、そういうことだと思うんです。

それで、あんまり私、レガシー、レガシー言うて、最近をよくその県のペーパーでも、サミットのレガシーを生かしながらって、確かにレガシー、そうなんですけど、何かはやり言葉みたいになってですね、あんまり私そのレガシーというのは好きじゃないんですけども、そういった経験とかノウハウというものを蓄積して、それをどう今後の事業に展開していくか、こういうことだと思うんですけども、オール三重で培ったその経験を、村木局長はスポーツ行政に長く携わってこられましたから、今後のそういったものをこの三重とこわか国体でどう具現化していくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、スポーツの振興は当然でありますけども、地域振興にもですね、今後、どうやって今までの経験を生かしていくのかということも大事なことで、そんなふうに思っておりますので、その辺も踏まえてお聞かせいただければなど、そんなふうに思います。

〔村木輝行地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（村木輝行） それでは、大規模大会を契機といたしましたスポーツの推進の今後ということでございます。

三重とこわか国体につきましては、平成24年1月に開催の内々定を得て以来、市町や競技団体等、多くの関係の皆様方と連携を図りながら、会場の選定や競技力の向上対策に取り組んでまいりました。

いよいよ2年後に迫った三重とこわか国体・三重とこわか大会に向け、天皇杯、皇后杯の獲得を必達すべき目標とし、参加者をはじめ関係者の方々も満足していただけるよう、競技力向上をはじめとした開催準備の取組を加速

していくこととしております。

その中でも競技力向上対策につきましては、国体開催後も一定の競技水準を保ち続けることが重要であります。そのためには、三重とこわか国体での活躍だけでなく、国体開催後も競技スポーツを支える環境づくりと継続した人材育成が必要であり、そうした取組により、本県の競技スポーツや地域スポーツの発展に貢献できるものと考えております。

このほかにも、両大会の開催を通して選手を地域で支え、育てる仕組み、県内外から訪れる多くの選手や観客に対するおもてなし、ボランティア活動など、様々な経験が得られます。こうした経験をもとに、両大会に向けて整備された施設を生かし、全国規模の大会誘致やスポーツ合宿の受け入れ等により交流人口を増加させ、地域活性化につなげていきたいと考えておるところでございます。

平成27年4月に施行いたしました三重県スポーツ推進条例の前文では、次のように記されております。スポーツは人生を豊かにし、私たちに幸福を実感させるものとしてあります。

両大会の開催は、スポーツの持つこのような大きな力を県民の皆さんに提供できるチャンスであると考えておるところでございます。

私自身も、昭和50年の三重国体には選手として出場させていただき、その後も長くスポーツの現場にかかわらせていただいております。そしてまた今、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備に携わらせていただいておりますが、引き続き、開催準備を着実に進め、両大会を成功させ、両大会のもたらす効果をしっかり引き出し、元気な三重の創造の実現に向け、オール三重で取組を進めてまいります。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。

三重に来る内外の選手を地域で応援するということがとても大事だと、そんなことだと思います。

次に、岡村農林水産部長にお伺いをしてまいりたいと思います。水産業の

振興ということであります。

私のところは海に囲まれた大王崎というところなんですけども、以前は、漁業協同組合が地域の産業、商業活動の中心だったんですね。ところが、この市町村合併によってですね、効率化もあるでしょう、だんだんと寂しくなっていきました。経済の変遷とともに産業構造も変わってきて、これから水産業とか、農業も含めてなんでしょう、非常に厳しい時代がやってくると予想されておりますけども、このままではいけないということ。

それから、以前あったですね、紀州も含めて遠洋漁船というのが、度会郡もそうなんですけど、なくなってしまいました。これから水産業どうなってくるんだろうなというふうに思うんですけども、そんな中で、今必死になって頑張っておるのが、先ほど三重テラスのところでお話ししました海女さんなんですね。だけど、以前1000名ぐらいみえた海女さんですけど、今もう700名ぐらいというかな、それぐらいの数字だというふうに言われております。

その海女さんはですね、昔から自主規制、自分たちで自分たちの手法を考えながら、ずっと1000年以上にわたってこの漁法というのが続いてきたと、そんなふうに自負しているところもあるんです。例えば、水中眼鏡を導入するときに非常に議論があったというふうに聞いとるんです。これは、見え過ぎて全部とり過ぎてしまうといけないから、これをどうするのかなというような、そんな議論が海女さんたちの業界の中であったそうであります。そんなことですね。

それからあと、漁期ですね。漁期も年間、これぐらいで漁をしようよというような、そんなことも自分たちで決めているということでもありますけども、先ほど三重テラスの海女トークで言った海女さんは、自分が海女さんになった時代、今から30年前ぐらいだったというふうに記憶しておるんですが、当時60日ぐらいの漁期だったのが、今30日ぐらいしか海、沖に出ないと言ってますね。海というのは仕事に出ないという意味ですね。それぐらい厳しい状況と、あと自分たちでこれからも海女漁というのを続けていかなきゃいけな

いというような、そんな認識があつて、頑張っておられるということであり
ます。

先ほども申し上げましたようにですね、アマモとかそういう海草類が非常
に少なくなつて、これがアワビなどの餌になるわけですが、先ほど言つ
た、その茎が抜けちゃうというようなそんな状況の中で、これから県はどの
ような政策、沿岸漁業の振興を図っていくのかということをお聞かせいただ
きたいのと、もう一つは真珠の振興。これ、もう私、当選以来ずっと真珠の
振興については尋ねてきたところでありまして、県の協力によって英虞
湾のしゅんせつというのをずっとやってもらってまいりました。そのおかげ
で、漁獲高は少なくなつてまいりましたが、いい真珠ができつつあると
いうようなそんなことの中で、今後も引き続いてこのしゅんせつをやってい
ただきたいということと同時に、新年度予算でA I等を活用したスマート化
促進事業というのが出てまいりましたけれども、それは一体何ぞやなど、こ
んなことを農林水産部長にお伺いをしてまいりたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、海女漁業などの沿岸漁業や真珠養殖
業の振興に向けた取組ということで御答弁申し上げます。

本県は、変化に富んだ海域、地勢のもとで、特徴を生かした多様な水産業
が営まれておりまして、鳥羽、志摩海域を中心として環境に配慮した海女漁
業や真珠養殖業などが盛んに行われております。県では、こうした漁業が将
来にわたり持続的に営まれるよう、計画的に漁場環境の整備に取り組んでお
ります。

具体的には、海女漁業など沿岸漁業の重要な水産資源であるアワビやサザ
エの生息場となりますアラメとかカジメなどの藻場の再生に向けまして、平
成8年度から、藻が生えるためのコンクリート製ブロックを計画的に設置し
ておりまして、本年度までにおよそ28ヘクタールの藻場を造成いたしました。

また、あわせて、漁業者と地域住民等が連携して行う海藻の移植やウニな
どの食害生物の駆除等、藻場の保全活動を支援しているというところでござ

います。

このほか、自然石の投入によるイセエビの生息場、築いそと申しておりますけども、その整備など、市町が行う漁場造成事業を支援しております。

一方、真珠養殖漁場における環境整備については、平成8年度から英虞湾において堆積した汚泥を継続して除去しており、本年度までにおよそ40ヘクタールのしゅんせつを実施いたしました。

これまでの取組によりまして、事業区域での藻場の再生が進むとともに、英虞湾においては貧酸素水塊の発生日数が減少傾向となるなど、漁場環境の改善効果があらわれてきております。

今後も引き続き、このような取組を進めていきたいと思っております。

あわせて、真珠につきましては御紹介ありましたように、ICTを活用した取組をしていきたいというふうに考えておまして、真珠養殖においてAI、ICTを活用したスマート化推進事業ということで、こちらのほうは、海の中にICTブイという測定機器を4機ほど設置いたしまして、それで水温情報をリアルタイムに測定して、快適な真珠養殖の環境について記録を取得して、それを研究してマニュアル化していった提供していくということの中で良質な真珠をつくっていくというふうな取組でございますので、こういった事業をあわせて真珠養殖の振興に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後とも伊勢志摩地域の市町や関係団体としっかりと連携をしながら、海女漁業、また真珠養殖業の振興を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。いずれにしても、県の支援なくして地域の、三重県の代表的な産業であります真珠養殖業がこれからも続いていけるように御支援いただきたい、そんなふうに思っております。

それから、次の伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化であります。全国

八つの国立公園の一つに選ばれて、国立公園満喫プロジェクトということで2020、策定して順調な歩みを続けておるわけであります。以前は国立公園というと、イメージとして、規制というイメージというのが非常に強かった。だけど、今はこの国立公園を利用しながら、地域振興にどう役立てていくか、これが非常に大事だと、こんなふうにも国もカーブを切りつつあるということであります。環境を大事にしながら地域振興を図っていくということが非常に大事だと言われております。今後の伊勢志摩地域への集客、交流について、この成果と今後の取組について農林水産部長にお伺いをしてまいりたいと思います。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化ということにつきまして、御答弁をさせていただきます。

伊勢志摩国立公園では、関係団体が連携いたしまして伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020に基づきまして、快適な利用環境の整備や美しい景観の保全等に取り組んでおります。

まず、利便性を高める環境整備につきましては、外国人をはじめとする観光客に伊勢志摩国立公園の美しい景観や魅力を満喫していただけるよう、南伊勢町の鶴倉園地や志摩市の登茂山園地における展望デッキの設置や、また、志摩市の安乗埼灯台における多言語に対応した標識の設置等を進めてまいりました。

平成31年度は、伊勢市の朝熊山や鳥羽市にある青峯山の自然歩道におきまして標識の多言語化等を行うこととしております。

また、環境省が、英虞湾を一望できる横山園地に天空カフェテラス、これを整備いたしましたので、伊勢志摩国立公園の重要拠点として様々なイベント等に活用していくということとしております。

次に、景観の保全につきましては、世界水準のナショナルパークにふさわしい地域となるよう、関係する市町と勉強会を開催いたしまして、伊勢志摩地域全域での統一感を持った景観改善の必要性について認識を共有すると

もに、市町においては景観計画の策定も進められているというところでございます。

また、ナショナルトラストの活用等を含めた具体的な景観の保全方法についての研修会も開催をしております。

今後は、引き続きこれらの取組を進めていくとともに、取組に当たりましては、県の重要な役割の一つが市町域を超えた広域的な調整というふうに考えておりますので、伊勢志摩地域の市町や企業、また民間団体、県民の皆さんなど多様な主体としっかり連携しながら、協働して進めていきたいというふうに思っております。

また、豊かな自然の中に人々の暮らしが息づいている伊勢志摩国立公園を、世界中の人々を魅了する国立公園として磨き上げ、将来へと引き継いでいくためには、何よりも地域の皆さんの熱意や愛着が大切と考えております。

このため、県といたしましても、地域の皆さんの思いをしっかりと共有しながら、そして、私はこれまで、事務吏員ではありましたが、農林水産部に長く携わっておりまして、現場が特に大事であるということは実感しておりますので、職員一人ひとりが現場を重視して、現場において不可欠な横断的な視点を持って取り組むことも重要であるというふうに考えております。

また、農林水産分野はものづくりの現場でありまして、非常にクリエイティブで前向きな分野というふうにも考えておりますので、取り組むに当たっては、前向きに元気に取り組んでいくことも大切というふうに考えております。

引き続き、エコツーリズムやおもてなし体制の整備などにつきましても地域一体となって取組を進め、伊勢志摩国立公園の魅力を存分に体感していただけるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。

地域の人の熱意、愛着が大事だということ、それから岡村農林水産部長は

真珠の品評会に来ていただき、歴代の農林水産部長、みんなそうなんですけど、真珠の品評会に来ていただいたり、現場に足を踏み入れておられるということで、敬意を表する次第であります。今後とも精いっぱい頑張って、また伊勢志摩地域に光を当ててもらいたい、そんなふうに思っております。

最後になりました。長谷川病院事業庁長にお伺いをしてまいります。指定管理者制度による志摩病院の運営についてであります。

志摩病院が指定管理の制度を導入して7年になるわけであります。医師の新臨床研修制度によって直撃を受けたのが志摩病院でありました。当時、医師不足に陥ったと。議会でもかんかんがくがくの議論があって、県立県営でなぜ駄目なんだと、そんなことがありました。そんな中で、当時の県立病院課長として精いっぱい頑張っておられたのが今の病院事業庁長であります。

その新制度が導入されて、これ平成24年なんですけども、地域医療振興協会に運営を任せて、医師の確保にも尽力されてきたわけですが、以前にずどんと落ち込んだ医師数も何とか以前の医師数まで回復することができたということでもありますし、救急患者24時間365日の受け入れとか、地域包括ケア病棟の運用というようなことも取り組んできていただいております。庁長も何度も志摩市に現場に入ってきていただいて、地域の人々との交流をしていただいておりますというの私も私は見えておりますし、本当に頭の下がる思いであります。

今後、今までの制度とこの指定管理の制度と、これからの志摩病院のあり方について、どのようなお考えを持っておられるのかということをお伺いしたいと思います。

〔長谷川耕一病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（長谷川耕一） それでは、県立志摩病院の今後についての思いということで御質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

先ほど議員から御紹介もいただきましたが、県立志摩病院は、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者とする指定管理者制度を導入して7年目になってございます。この間、医師、看護師やコ・メディカルなどの医療スタッフの確保によりまして、内科系の救急患者の24時間365日の受け入れ、

また、先ほどお話もありました地域包括ケア病棟の運用、外来診療の拡充など、診療機能の段階的な回復、充実が進んでまいっております。

その結果、平成29年度の志摩病院の運営における赤字額も、平成24年当時と比較いたしまして約5億円改善してございます。

平成24年当時を振り返らせていただきますと、地域の皆様にとって、希望と不安が入りまじった中での船出であったように思っております。私も毎週のように志摩市にお伺いし、地域の皆様からいただいた声を病院に伝え、病院とともに一步一步前へ進んでいこうという気持ちで取り組んでまいりました。

この間、志摩地域の皆様には多大なる御理解と、御支援、御協力を賜っております。このことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

現在の状況につきましては、地域医療振興協会の取組を評価しておりますが、一方で、診療機能の回復、充実は、まだ道半ばであると認識しております。今後も県立志摩病院が地域の中核病院としての役割を果たしていけるよう、引き続き、指定管理者としっかり連携をしながら、診療機能の回復、充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔46番 山本教和議員登壇〕

○46番（山本教和） ありがとうございます。

時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（前野和美） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

岡野恵美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 関連質問を10分間お願いをしたいと思います。山本教和議員のスマートで、優しく、きれいにこさまった一般質問の後で失礼をいたします。よろしくお願いをいたします。

岡野議員のオスプレイの飛行中止を求めることということについては、明

野駐屯地への常駐化を許すなということまで質問をされたわけなんです、20日には中村議員の代表質問でも、やはり明野駐屯地に飛来した米海兵隊のオスプレイの常態化は受け入れられないと防衛省に言わないのかという質問に、情報収集に当たっているが情報は得られていない、まずは事務方でしっかり詰めてやり方を検討したい、今すぐやる気はないというような御返事でした。

岡野議員の明野に飛来したオスプレイを含む滋賀県饗庭野での実動訓練が海兵隊と一体で市街戦、敵を掃討、もはや防衛ではないというような資料も示されて、これまでの日米合同演習とは異なり、質的に新たな段階に入ったと。明野から飛び立ったオスプレイは、そのような軍事訓練に参加していたわけで、危険の上に、防衛省の基本政策に我が国は憲法のもと専守防衛に徹するとあることから逸脱したものであり、饗庭野でオスプレイを使った合同訓練をするたびに飛んでくることに、もし今後もなったら、こういった訓練そのものを常習化させないように、三重県知事として意思表示をしてほしいと重ねて質問をしたわけです。同じお答えをいただいたわけです。大変切ない思いを私はいたしております。

万全の安全対策を申し入れられたということは、これは危険だということの認識が十分におありになるということだと思いますし、影響を最小限に抑えようというのは、影響が大きいということの認識が十分にあられるから、そのように申し入れをされていると思うんですけれども、私は今ちょっと状況が変わってきていると思うんですね。

日本にいる米海兵隊のオスプレイ34機も心配ですが、それがどこへどう飛んでくるとか、三重県に来るとか、4年間で日本がアメリカから買って自衛隊に配備する予定になっている17機、まず去年の秋に5機納品され、滋賀に配備される予定だったのが、不安視する地元の声が高まって、計画どおりの配備が難しく、木更津の駐屯地に暫定的に配備することになったようですけれども、これも木更津の駐屯地には米軍が運用するオスプレイの整備拠点があるからさうだと聞いています。

明野については、先日の飛来するときにも説明があったように、整備設備が

饗庭野にはなくて、そして明野にはあるからという理由でやってきたわけなんです。配備のための調査にやってきたのじゃないかなんてことまで勘繰りたくなります。ましてや、航空学校なので、もしですね、陸上自衛隊の、この、日本のものとしての、自衛隊のものとしてのオスプレイがもし配備をされることになったら、いや、訓練をするところですから、いろんなものの訓練をすることが、その学校の設定ですので、そういうオスプレイの操縦訓練も十分にこのままいけば今後考えられるという事態に今なっているのではないかと私は思います。心配をしています。

情報があつてからでは、今は、そんなことの情報を知り得ない、でも、情報があつてから拒否をしたり駄目だと言っても、今、日本のいろいろな地方の状況の場所を見てみると、辺野古もそうですけれども、情報があつてから知ってたんでは私は言ったんでは遅いと思うんです。そして、過去に訓練があったところにはそのようなことは起こっていないということですが、過去と今日とそれからこれから、今からとは変わってくるんじゃないかと、一日一日、今の国政の状況ではということが大変心配をされます。過去は過去、これからはこれから、1段2段3段飛びで大変なことになってはいけないと思います。

先ほどお答えをいただいておりますけれども、本当に先んじてリーダーシップを三重県知事として全国知事会でも様々な功績を挙げている鈴木知事ですけれども、そういうことのリーダーともなって、もちろん明野、三重県もそうですけれども、連帯もして、このような危険が三重県のみならず全国に不安が広がらないように、不安回避するために、情報があつてからでは遅い、そして過去は過去、これからはこれからということの観点で、今の情勢とともに、もう一度配備について、常駐化について、自衛隊のオスプレイも来てほしくないということを表明していただくことはできないかという質問をさせていただきます。

○知事（鈴木英敬） 改めて考えをとということでございますので、改めて答弁をさせていただきます。

今後のオスプレイの飛行につきましては、地元の安全・安心に大きな影響を及ぼす案件であることから、伊勢市の意向を踏まえるとともに、今後、発表される騒音調査の結果や今回の要望に対する検証結果などにに基づき、どのように対応するか総合的に判断してまいります。

午前中も申し上げましたが、そもそも、過去、共同訓練が行われ、オスプレイが飛来した駐屯地でもそのような事態は起こっておらず、明野駐屯地についてもそのような議論がなされているとは承知しておりません。

あわせて、自衛隊がオスプレイを導入することについては、これからについて発表されているのは、その17機購入して佐賀空港に17機配備をして、その訓練は米海兵隊ニューリバー航空基地でやるというふうに言っています。そして、佐賀空港には、先ほどまさに議員おっしゃったように、地域の皆さんの御理解を得られず、まだ配備に至ってないという状況ですから、その、これからについてもそういう状況になってるわけでありますので、明野において今おっしゃるような、勘繰るのは御自由でありますけれども、実態というものがありませんから、引き続き情報収集に努めたいと思います。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） やってくるときは急にやってくると私は思っています。政治事情がこれからどのように変わっていくかは分かりませんが、そしてまた、鈴木英敬知事がまた引き続き知事職で頑張られるかどうかはまだこれからのことになります。もし続けてやっていただけるということであれば、強かに三重県の安心・安全、そして、これは私は、「オスプレイ お伊勢さんには 似合わない」という話がありましたけれども、「オスプレイ 日本どこにも 似合わない」と思っています。知事も同じように思っていたら心の中では思っておりますけれども、そのような観点で、やっぱり何回も言います。情報があつてからでは遅いという、そういう中で頑張ってもらってリードしていただきたいと、伊勢市の皆さんのみならず、三重県中の皆さん、そして全国知事会連携して、そして沖縄にも思いを馳せて、「オスプレイ 日本どこにも 似合わない」ということで私は強く望んでおります。よ

ろしくお願ひします。

終わります。（拍手）

- 副議長（前野和美） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

- 副議長（前野和美） お諮りいたします。明23日から25日までは休会といた
したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（前野和美） 御異議なしと認め、明23日から25日までは休会とする
ことに決定いたしました。

2月26日は引き続き定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

- 副議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでご
ざいました。

午後3時10分散会